

条例を振り返って

山口県「受動喫煙防止の取組の推進に関する条例」 制定への取り組みを振り返って

山口県議会議員 小 泉 利 治

受動喫煙について、県民が正しく理解し、受動喫煙防止に主体的に取り組むための「受動喫煙防止の取組の推進に関する条例」が2018年10月12日全会一致で可決成立しました。

私は、1988年4月に宇部市議選に初当選させて頂き、以来市議2期、県議5期の28年間の議員生活をさせていただきました。その中で一貫して取り組んできたのが「受動喫煙防止対策」でした。

■認識薄かった「たばこ問題」

当初、「たばこ問題」の質問は多くの議員には認知されず、もっと他の質問をすべきでは、との揶揄もされましたが、今では国会で盛んに議論され、また各議会においても取り上げられるようになりました。

県民が健康で快適な生活を維持するためには、受動喫煙の防止に取り組むことは重要であるという観点から、毎回と言っていいほど受動喫煙防止対策について、本会議はもとより、常任委員会や決算特別委員会等々多くの場において質問や提案を行ってきました。

その結果、公立高校の敷地内禁煙の実施から、全県下の小中学校敷地内禁煙、公共施設における屋内禁煙等実施することとなりました。

また、屋外喫煙所を設置する際の10mルールの導入、山口県のPR本部長である「ちょるる」を活用した、受動喫煙防止の啓発運動の展開、山口県「たばこガイドライン」の改訂等々多くの実績を残すことが出来ました。

■議員提案での条例制定へ

しかし、たばこ対策の究極である「受動喫煙防止条例」の制定については、幾度となく、質問・提言してきましたが、執行部は条例制定の必要性を答弁するには至りませんでした。

あと1年と、私の議員任期の迫る中（定年制のため）、執行部が条例を制定しないなら、議員提案で成立させようと決意も新たにしました。

このため、先ず、最大会派の自民党をはじめ全会派との調整を一人で行い、議長に再三再四、県民の健康で快適な生活を維持するため、受動喫煙の防止に取り組むことは重要であることを説明しました。

山口県においても、愛煙家の長老議員も少なくありません、何よりも、時間（あと1年の任期）が迫る中、さらに多くの議員の理解、賛同を得るために奔走しました。

その甲斐あってか、この趣旨を条例化するための勉強会を自民党会派の協力を得て、2017年12月に立ち上げることが出来ました。

勉強会で検討を重ねた後、先ず議長へ条例の制定を検討するよう申出書を最大会派の自民党の議員と共に提出しました。結果、政策条例の制定に向けた、県議会の全会派議員の代表で、つくる検討会が2018年3月に設置されました。

その後検討会では9月まで6回の協議を重ねてまいりました。

そして、10月12日の定例議会最終日の本会議で議員提案し、全会一致で可決成立しました。

■受動喫煙防止へ第一歩

条例の趣旨は、県や県民等が果たすべき責務・役割を明らかにするとともに、県民その他の関係者が受動喫煙による健康への影響について、改めて理解と関心を深め、受動喫煙防止に向けた県民の取組を推進するための基本的事項について定めており、受動喫煙防止の機運を醸成し、受動喫煙防止対策を進めていこうとするものです。

ただし、内容は罰則なしの「努力義務」のようですが、議員提案条例で県民の皆さまに対して、県民から選ばれた県議会議員が罰則を科すのは「いかがなものか」との意見もあり、また事務局よりの意見をも参考にし、罰則なしとなったことは残念ではありますが、これは受動喫煙防止対策の第一歩として、今後の取組の強化に期待をするものです。

平 2 9 山 議 局 第 3 3 4 号
平成 30 年 (2018 年) 2 月 15 日

山口県議会議員 小 泉 利 治 様

山口県議会議長 柳 居 俊 学

「受動喫煙の防止の推進に関する条例」(仮称) 発議の申し出に 対する検討結果について

平成 30 年 2 月 13 日付けで申し出のありましたこのことについて、その検討結果を下記のとおり通知します。

記

検討結果

1 条例の必要性について

受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことが科学的に明らかにされており、受動喫煙の防止を推進することは、県民の健康づくりを進める上で重要な課題となっていることから、本県においては、たばこ対策ガイドラインに基づき、受動喫煙防止を大きな柱の一つと位置付け、様々な取組が進められている。

こうした中、現在、国において、受動喫煙防止対策強化のための健康増進法改正が検討されており、また、本県においても、たばこ対策の一層の充実を含めたがん対策推進計画等の保健・医療分野に関する各種計画の改定が進められている。

このような時機に、県民一人ひとりが受動喫煙による健康への影響について理解と関心を深め、受動喫煙の防止に向けた意識を醸成することを主眼とする本条例は、国や県による施策の実効性を高める上でも、その有用性は高いものと認められる。

2 条例の具現性について

本条例は、受動喫煙の防止の推進について、その基本理念や、県、県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、その基本的事項を定めるものであり、受動喫煙の防止に向けた県民の意識醸成を図る上で具現性があるものと認められる。

なお、現在、国において受動喫煙防止対策の強化が検討されており、国の動向を注視し、整合を図りながら検討を進める必要がある。

3 条例を制定する上での課題について

受動喫煙の防止は、たばこを吸う人も吸わない人も、それぞれが受動喫煙による健康への影響について理解と関心を深めながら推進していく必要があり、そのような内容の条例として検討を進めていく必要がある。

4 他県の状況

受動喫煙の防止に関する条例は、全国 3 都県で制定されている。このうち、議員提案による条例は、東京都条例の 1 件である。

受動喫煙防止の取組の推進に関する条例（概要）

たばこは、生産、販売活動等を通じた収益などの経済的な効果や、国や地方公共団体においてたばこ税収をもたらしている一方で、喫煙は、肺がんや虚血性心疾患、脳卒中などの疾患と、科学的証拠に基づき因果関係があるとされている。

受動喫煙については、喫煙の場合と同様に、肺がん等の疾患と因果関係があるとされ、さらに他人の快適な生活を妨げるおそれがあることから、県民の健康で快適な生活を維持するためには、受動喫煙の防止に取り組むことは重要である。

現在、国や県においては、受動喫煙防止対策に取り組んでいるところであるが、依然として多くの人が、飲食店や職場などで受動喫煙の機会があり、望まない受動喫煙により、健康で快適に生活することが妨げられるという憂慮すべき実態がある。

このため、さらなる受動喫煙防止対策の強化が必要であるが、その取組を効果的に進めていく上で何よりも重要なことは、受動喫煙がいかに健康に悪影響を及ぼすかということ、誰もが正しく理解し、県民一人一人が受動喫煙の防止のための取組を主体的に行っていくことである。

ここに、私たちは、県民の健康で快適な生活を維持していくため、県民や事業者など誰もが受動喫煙による健康への影響などについて理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成することにより、受動喫煙の防止に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1条（目的）

受動喫煙の防止のための取組について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び施設管理者の責務又は役割を明らかにするとともに、受動喫煙の防止のための取組に関する施策の基本となる事項を定めることにより、受動喫煙の防止のための取組に関する施策を総合的に推進し、もって県民の健康で快適な生活の維持に寄与する。

第2条（定義）

「たばこ」：たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品

「喫煙」：人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させること

「受動喫煙」：人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること

「施設管理者」：複数の者が利用する施設（車両その他の移動施設を含む。以下同じ。）を管理する者

第3条（基本理念）

- ① 受動喫煙の防止のための取組の推進は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであり、他人の快適な生活を妨げるおそれがあるという基本的認識の下に行う。
- ② この条例に基づく受動喫煙の防止のための取組の推進に当たっては、望まない受動喫煙を生じさせることがない喫煙まで制限するものではないという理解の下に行う。

第4条（県の責務）

受動喫煙の防止のための取組に関する施策を総合的に策定し、及び実施する。

第5条（県民の責務）

- ① 望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する正しい知識の習得に努める。
- ② 県又は市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に関する施策及び事業者又は施設管理者が行う受動喫煙の防止のための取組に協力するよう努める。
- ③ 心身の成長段階にある子どもは受動喫煙による健康への影響が大きいことから、子どもが受動喫煙にあうことがないように努める。

第6条（事業者の役割）

- ① 望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する正しい知識を習得し、その事業所における受動喫煙を防止するための環境の整備等に努めることによって、受動喫煙の防止のための取組における役割を果たす。
- ② 県又は市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に関する施策に協力するよう努める。

第7条（施設管理者の役割）

- ① 望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する正しい知識を習得し、その管理する施設における受動喫煙を防止するための環境の整備等に努めることによって、受動喫煙の防止のための取組における役割を果たす。
- ② 県又は市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に関する施策に協力するよう努める。

第8条（普及啓発等）

県は、受動喫煙の防止のための取組を推進するため、受動喫煙に関する正しい知識の普及及び受動喫煙の防止に関する県民等の気運の醸成その他必要な施策を講ずる。

第9条（受動喫煙に関する教育の推進）

県は、市町及び学校その他の教育機関と連携し、子ども及び父母その他の保護者が受動喫煙に関する正しい知識を習得するための教育の推進に努める。

第10条（市町や事業者等に対する支援）

県は、市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に関する施策及び県民、事業者又は施設管理者が行う受動喫煙の防止のための取組を支援するため、情報の提供及び専門的又は技術的な助言を行うよう努める。

第11条（財政上の措置）

県は、受動喫煙の防止のための取組に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

附 則

公布の日から施行する。

改正健康増進法について

○受動喫煙防止対策を強化する改正健康増進法が2018年7月25日に公布され、段階的に施行される。

1 改正の趣旨

- (1) 「望まない受動喫煙」をなくす
- (2) 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
- (3) 施設の類型・場所ごとに対策を実施

2 改正の概要

- 国及び地方公共団体は、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進
- 学校、病院、児童福祉施設、行政機関等は、敷地内禁煙
※屋外で受動喫煙防止に必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することは可
- 上記以外の多数の者が利用する施設は、原則屋内禁煙としつつ、喫煙専用室内でのみ喫煙可能
- 加熱式たばこは、当分の間、喫煙専用室又は加熱式たばこ専用喫煙室内でのみ喫煙可能
- 法律の施行時点における既存飲食店のうち、中小企業や個人が運営する店舗であって、面積が100㎡以下のものについては、別に法律で定める日までの間、「喫煙」「分煙」の標識の掲示により喫煙可能
- 喫煙をすることができる室には、20歳未満の者（客・従業員ともに）は立ち入れない。
- 屋外や家庭等において喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。
- 違反した者について、所要の罰則規定を設ける。（施設管理者50万円以下、喫煙者30万円以下）

3 施行スケジュール

⇒施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行

- (1) 国及び地方公共団体の責務 ⇒公布後6カ月以内（2019年1月24日施行）
- (2) 学校、病院、行政機関等 ⇒公布後1年6カ月以内（2019年7月1日施行）
- (3) 上記以外の施設 ⇒2020年4月1日施行



【施設の類型・場所ごとの喫煙可否】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙※1)	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ※2】	別に法律で定める日までの間の措置
飲食店		原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の提示により喫煙可

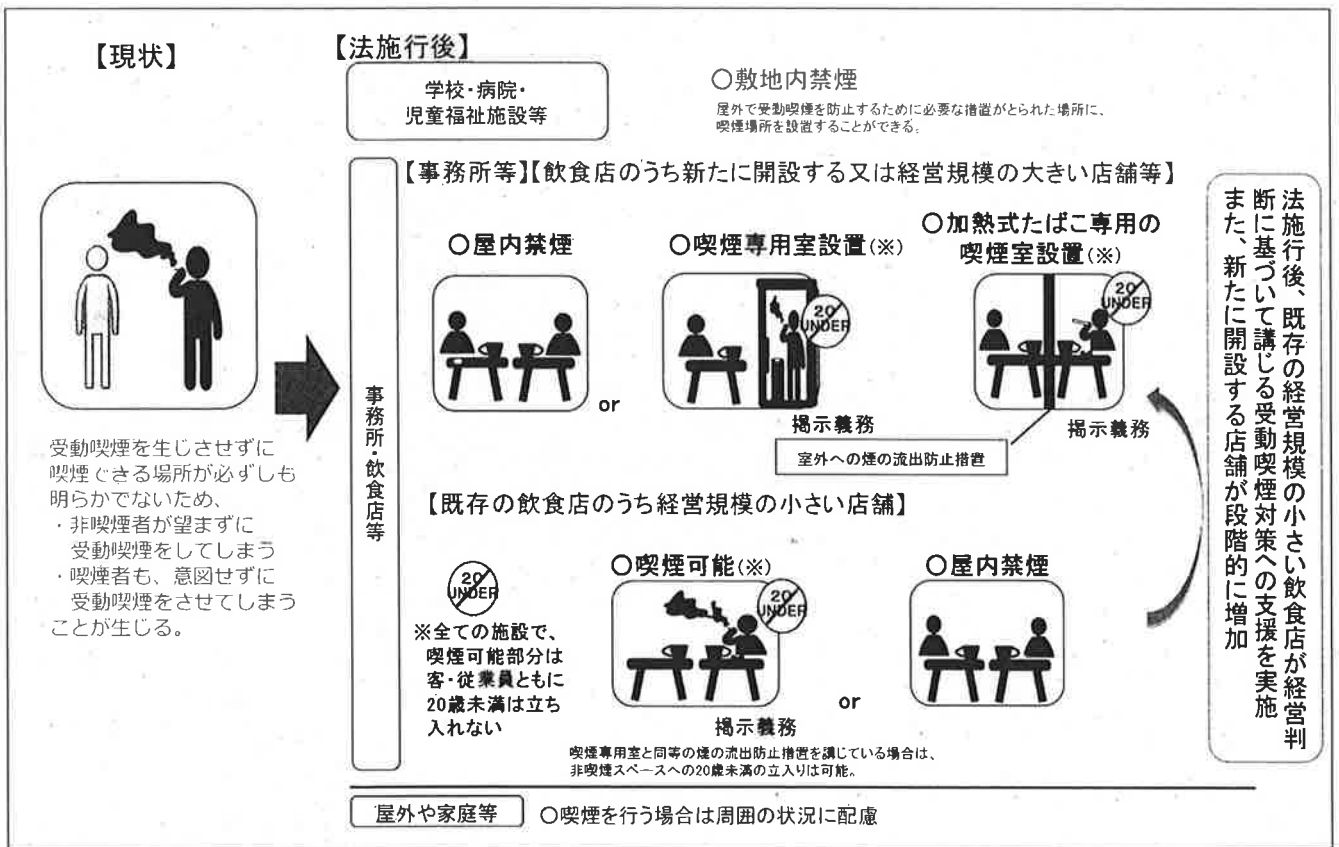
※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合を除く。

注 喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注 公衆喫煙所、たばこ販売所、たばこの対面販売(出張販売によるものを含む。)をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。



本会議における条例案の提案理由の説明

受動喫煙につきましては、肺がん等の疾患と、科学的証拠に基づき因果関係があるとされており、さらには、他人の快適な生活を妨げるおそれがあることから、県民の健康で快適な生活を維持するため、受動喫煙の防止に取り組むことは重要であります。

しかしながら、国や県の、これまでの取組にも関わらず、依然として多くの人が、飲食店や職場などにおいて、受動喫煙の機会を有しているという実態があります。

このような中、受動喫煙防止のさらなる取組を効果的に進めていく上で、何よりも重要なことは、受動喫煙がいかにか健康に悪影響を及ぼすかということ、県民誰もが正しく理解し、一人一人が、主体的に取り組んでいくことであります。

このため、県議会においては、この趣旨を条例化すべく、今年3月、全会派で構成する「政策立案等検討会」を立ち上げ、これまで検討を重ね、本日、ここに条例案を提出するに至った次第であります。

この条例は、県民の健康で快適な生活を維持するため、県民や事業者など誰もが受動喫煙による健康への影響などについて理解を深め、受動喫煙防止に関する県民等の気運を醸成することにより、その防止に取り組むことを定めております。

執行部におかれましては、今年7月に成立した「改正健康増進法」に基づき、一層強化された受動喫煙防止対策を、今後推進していかれるわけですが、本条例の制定により、本県における受動喫煙防止対策が、県民の正しい理解のもとで、主体的な取組として推進されますよう要請いたすものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ、この条例の趣旨をご理解いただき、満場のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明といたします。



受動喫煙の防止の推進に関する条例(仮称)に関する 政策立案等検討会設置要綱

(設置)

第1条 受動喫煙の防止の推進に関する条例(仮称)について検討するため、「議員の提案する政策に係る条例等の支援業務について」(平成17年5月13日各会派会長会議の申し合わせ事項)に基づき、政策立案等検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、受動喫煙の防止の推進に関する条例(仮称)の制定に向けた調査検討を行い検討結果について議長に報告する。

(委員の定数及び各会派割当て)

第3条 検討会の委員の定数は11人とする。

2 検討会の委員の各会派割当ては、自由民主党5人、自由民主党新生会1人、公明党1人、国民・連合の会1人、日本共産党1人、社民党・市民連合1人、新政クラブ・草の根・国民民主党市民フォーラムから1人とする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、検討会において互選する。

(会長及び副会長がともにないときの互選)

第5条 会長及び副会長がともにないときは、議長が検討会の招集日時及び場所を定めて、会長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(会長及び委員の職務代行)

第6条 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行う。

2 委員に事故があるときは、その委員の属する会派は代理出席させることができる。

(招集)

第7条 検討会は、会長が招集する。

(定足数)

第8条 検討会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、政務企画室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月16日から施行する。

「受動喫煙防止の取組の推進に関する条例」逐条解説

(前文)

たばこは、生産、販売活動等を通じた収益などの経済的な効果や、国や地方公共団体においてたばこ税収をもたらしている一方で、喫煙は、肺がんや虚血性心疾患、脳卒中などの疾患と、科学的証拠に基づき因果関係があるとされている。

受動喫煙については、喫煙の場合と同様に、肺がん等の疾患と因果関係があるとされ、さらに他人の快適な生活を妨げるおそれがあることから、県民の健康で快適な生活を維持するためには、受動喫煙の防止に取り組むことは重要である。

現在、国や県においては、受動喫煙防止対策に取り組んでいるところであるが、依然として多くの人が、飲食店や職場などで受動喫煙の機会があり、望まない受動喫煙により、健康で快適に生活することが妨げられるという憂慮すべき実態がある。

このため、さらなる受動喫煙防止対策の強化が必要であるが、その取組を効果的に進めていく上で何よりも重要なことは、受動喫煙がいかに健康に悪影響を及ぼすかということ、誰もが正しく理解し、県民一人一人が受動喫煙の防止のための取組を主体的に行っていくことである。

ここに、私たちは、県民の健康で快適な生活を維持していくため、県民や事業者など誰もが受動喫煙による健康への影響などについて理解を深め、受動喫煙の防止における県民等の気運を醸成することにより、受動喫煙の防止に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

【趣 旨】

県民の健康で快適な生活を維持するためには、受動喫煙の防止に取り組むことが重要であることを示し、国や本県の状況などにふれた上で、本条例を制定する必要性を記載

【解 説】

1 これまでの受動喫煙対策としては、国では、平成15年に健康増進法を改正し、多数の者が利用する施設を管理する者に対して、受動喫煙の防止について、努力義務を設け、自主的な取組を推進してきた。

また、本県では、平成18年に、分煙、防煙、喫煙支援を柱とする「山口県たばこ対策ガイドライン」を策定し、対策の強化を図ってきたが、平成22年に国から、受動喫煙防止対策について「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙」との基本的な方向性が示されたことから、平成23年にガイドラインを改定し、公共的な空間における具体的な基準を設定するなどした受動喫煙防止などの取組を推進してきた。

2 現在の受動喫煙の状況として、国における調査（平成28年度国民健康・栄養調査）によれば、過去1か月に受動喫煙に遭遇した非喫煙者の割合は、飲食店は42.2%、遊技場は34.4%、職場では30.9%とされ、また、本県における調査（平成29年度健康づくりに関する県民意識調査）においても、飲食店は43.8%、遊技場は32.0%、職場は39.1%と、同様の調査結果となっており、依然として、多くの人が、受動喫煙の機会があり、望まない受動喫煙により、健康で快適に生活することが妨げられているという憂慮すべき実態がある。

3 国においては、依然として、多くの非喫煙者が受動喫煙を受けている現状や、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを踏まえ、多数の者が利用する施設等の

区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、あわせて罰則についても定めるなど、受動喫煙防止対策を強化した改正健康増進法が平成30年（2018年）7月に成立し、今後、段階的に施行され、2020年4月には全面施行されることとなった。

- 4 本県では、本条例に基づき、県民等に対して、受動喫煙に関する正しい知識の普及や受動喫煙の防止に関する気運の醸成等に取り組むことにより、改正健康増進法で定められた、敷地内禁煙や屋内禁煙などの具体的な受動喫煙防止対策が、より効果的に推進され、受動喫煙の防止が一層図られるものと期待される。

(目的)

第1条 この条例は、受動喫煙の防止のための取組について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び施設管理者の責務又は役割を明らかにするとともに、受動喫煙の防止のための取組に関する施策の基本となる事項を定めることにより、受動喫煙の防止のための取組に関する施策を総合的に推進し、もって県民の健康で快適な生活の維持に寄与することを目的とする。

【趣 旨】

前文を踏まえて、本条例の目的を記載

(定義)

第2条 この条例において「たばこ」とは、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。

2 この条例において「喫煙」とは、人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。

3 この条例において「受動喫煙」とは、人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

4 この条例において「施設管理者」とは、複数の者が利用する施設（車両その他の移動施設を含む。以下同じ。）を管理する者をいう。

【趣 旨】

本条例に必要な用語の定義を記載

【解 説】

1 第1項の「たばこ」には、加熱式たばこも含まれる。

2 第3項の「たばこから発生した煙」とは、たばこの火のついた部分から立ち上がる煙（副流煙）と、たばこを吸ってはき出した煙（呼出煙）をいう。

3 第4項の「施設管理者」とは、以下の者が考えられる。

- ・ 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他複数の者が利用する施設を管理する者
- ・ 旅客の運送の用に供するバスやタクシーなどを管理する者

(基本理念)

第3条 受動喫煙の防止のための取組の推進は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであり、他人の快適な生活を妨げるおそれがあるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 この条例に基づく受動喫煙の防止のための取組の推進に当たっては、望まない受動喫煙を生じさせることがない喫煙まで制限するものではないという理解の下に行うものとする。

【趣 旨】

本条例の基本となる理念を記載

【解 説】

1 県等が行う受動喫煙の防止のための取組に関する施策や、事業者等が行う受動喫煙の防止のための取組について、効果的に進めていくためには、その前提として、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであり、他人の快適な生活を妨げるおそれがあるという基本的認識の下に行う必要があり、第1項に定める。

2 本条例においては、望まない受動喫煙を生じさせることがない喫煙まで制限する内容は含まれておらず、そのことを第2項において明確にしている。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する受動喫煙の防止のための取組に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、受動喫煙の防止のための取組に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【趣 旨】

受動喫煙の防止のための取組に関して、県が果たすべき責務を記載

【解 説】

本条で想定する具体的な受動喫煙の防止のための取組に関する施策としては、第8条で定める「普及啓発等」、第9条で定める「受動喫煙に関する教育の推進」、第10条で定める「市町や事業者等に対する支援」である。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する正しい知識の習得に努めるものとする。

2 県民は、県又は市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に関する施策及び事業者又は施設管理者が行う受動喫煙の防止のための取組に協力するよう努めるものとする。

3 県民は、心身の成長段階にある子どもは受動喫煙による健康への影響が大きいことから、子どもが受動喫煙にあうことがないように努めるものとする。

【趣 旨】

受動喫煙の防止のための取組に関して、県民が果たすべき責務を記載

【解 説】

- 1 望まない受動喫煙が生じないようにしていく上で、県民が受動喫煙に関する正しい知識を習得することが何よりも重要であるため、県民の責務として第1項に定める。
- 2 受動喫煙の防止のためには、県等が行う受動喫煙の防止のための取組に関する施策や事業者等が行う受動喫煙の防止のための取組に対して、県民の協力が不可欠であることから、県民の責務として第2項に定める。
- 3 心身の成長段階にある子どもは、受動喫煙による健康への影響が大きいことから、その子どもの保護者はもとより、子どもの周りにいるすべての大人が、子どもが受動喫煙にあうことがないように努める必要があるため、県民の責務として第3項に定める。
- 4 なお、本規定は、強制や規制を課すことを目的としているものではなく、受動喫煙に関する県民の正しい知識の習得のもとに、受動喫煙の防止のための自主的な取組を促す趣旨である。
- 5 本条例における「子ども」とは、喫煙が禁止されている20歳未満の者をいう。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する正しい知識を習得し、その事業所における受動喫煙を防止するための環境の整備等に努めるとによって、受動喫煙の防止のための取組における役割を果たすものとする。
- 2 事業者は、県又は市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣 旨】

受動喫煙の防止のための取組に関して、事業者が果たすべき役割を記載

【解 説】

- 1 前文で示しているように、依然として、多くの人が飲食店や遊技場、また職場などで受動喫煙の機会がある状況であり、これらの受動喫煙の機会を無くしていくためには、事業所において、望まない受動喫煙が生じないように、事業者が主体的に受動喫煙の防止のための取組を行ってもらう必要がある。
そこで、事業者の役割として、受動喫煙に関する正しい知識を習得し、その事業所における受動喫煙を防止するための環境の整備等に努めてもらうことを、事業者の役割として第1項で定める。
- 2 受動喫煙を防止するためには、県等が行う受動喫煙の防止のための取組に関する施策への事業者の協力が重要であることから、事業者の役割として第2項で定める。
- 3 本条例における「事業者」とは、個人及び法人を問わず、運輸業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉その他の事業を行う者をいう。

(施設管理者の役割)

- 第7条 施設管理者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する正しい知識を習得し、その管理する施設における受動喫煙を防止するための環境の整備等に努めることによって、受動喫煙の防止のための取組における役割を果たすものとする。
- 2 施設管理者は、県又は市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣 旨】

受動喫煙の防止のための取組に関して、施設管理者が果たすべき役割を記載

【解 説】

1 前文や前条でも示したように、依然として、多くの人が飲食店や遊技場、また職場などで受動喫煙の機会がある状況であり、これらの受動喫煙の機会を無くしていくためには、事業者だけでなく、飲食店や遊技場など様々な事業所が入っている建物などを管理する施設管理者についても、その管理する施設で望まない受動喫煙が生じないように、施設管理者が主体的に受動喫煙の防止のための取組を行ってもらう必要がある。

そこで、施設管理者の役割として、受動喫煙に関する正しい知識を習得し、その管理する施設における受動喫煙を防止するための環境の整備等に努めてもらうことを、施設管理者の役割として第1項で定める。

2 受動喫煙を防止するためには、県等が行う受動喫煙の防止のための取組に関する施策への施設管理者の協力が重要であることから、施設管理者の役割として第2項で定める。

(普及啓発等)

第8条 県は、受動喫煙の防止のための取組を推進するため、受動喫煙に関する正しい知識の普及及び受動喫煙の防止に関する県民等の気運の醸成その他必要な施策を講ずるものとする。

【趣 旨】

県が行う受動喫煙の防止の取組を推進するための具体的な施策として、普及啓発等について記載

【解 説】

1 受動喫煙の防止のための取組を推進するためには、受動喫煙に関する県民の正しい理解のもとに、受動喫煙防止のための主体的な取組が広がっていくことが、何よりも重要である。

2 よって、県は受動喫煙の防止のための取組を推進するため、受動喫煙に関する正しい知識を県民に普及していくこと、そして、受動喫煙の防止に関する県民や事業者等の意識を高め、理解を広めること、その他受動喫煙の防止の取組を推進するために必要な施策を実施することが必要であることから、そのことについて定める。

(受動喫煙に関する教育の推進)

第9条 県は、市町及び学校その他の教育機関と連携し、子ども及び父母その他の保護者が受動喫煙に関する正しい知識を習得するための教育の推進に努めるものとする。

【趣 旨】

県が行う受動喫煙の防止の取組を推進するための具体的な施策として、子ども及び父母その他の保護者に対して、教育を推進することについて、特に記載。

【解 説】

子どもは、受動喫煙に関する正しい知識を習得していない場合が多いと考えられること、また、将来、大人になった際に、自らの判断で受動喫煙を避けることはもちろん、望まない受動喫煙を生

じさせることがないよう、その子どもの健康に大きな影響を与える父母その他の保護者も含め、受動喫煙に関する正しい知識を習得することは大変重要である。

よって、県が行う受動喫煙の防止のための取組に関する施策として、市町や、学校その他の教育機関と連携し、子ども及び父母その他の保護者に対して、受動喫煙に関する正しい知識を習得するための教育の推進に努めることについて、特に条を設けて定める。

(市町や事業者等に対する支援)

第10条 県は、市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に関する施策及び県民、事業者又は施設管理者が行う受動喫煙の防止のための取組を支援するため、情報の提供及び専門的又は技術的な助言を行うよう努めるものとする。

【趣 旨】

県が行う受動喫煙の防止の取組を推進するための具体的な施策として、市町が実施する施策や、県民等が行う取組への支援について記載

【解 説】

望まない受動喫煙が生じないようにするためには、県の取組だけではなく、市町、県民、事業者、施設管理者の受動喫煙の防止のための主体的な取組が広がっていくことが何より重要である。

このため、県が行う受動喫煙の防止のための取組に関する施策として、市町や県民等に対して、県が持っている受動喫煙の防止に関する情報の提供や専門的又は技術的な助言を行うことに努めることを定める。

(財政上の措置)

第11条 県は、受動喫煙の防止のための取組に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、受動喫煙の防止のための取組を推進するためには、財政上の裏付けが必要であり、県において必要な予算措置に努めることについて記載。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【趣 旨】

本条は、この条例の施行日について記載。

受動喫煙防止の取組の推進に関する条例案についての 意見募集の結果

山口県議会では、受動喫煙防止の取組の推進に関する条例案の概要に関し、広く県民の皆様から御意見の募集を行いました。

現在、「政策立案等検討会」において条例化に向けた作業を進めておりますが、お寄せいただきました御意見と、それに対する検討会としての考え方を公表します。

御意見をお寄せいただきました方々に厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも、県議会の活動に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年 9月27日

受動喫煙の防止の推進に関する条例に関する政策立案等検討会

会 長 榎本 利光

副会長 小泉 利治

委 員 島田 教明、平岡 望、篠崎 圭二、新造 健次郎、橋本 尚理

井上 剛、河合 喜代、佐々木 明美、合志 栄一

実施結果

- 1 意見の募集期間 平成30年7月13日（金）から平成30年8月12日（日）
- 2 意見の件数 30名 47件
- 3 意見の内容と検討会の考え

No.	ご意見の趣旨	検討会の考え方（案）
1	「県民の責務」（第5条）に、「・・・受動喫煙による健康への影響についての正しい知識の習得・・・」とあるが、「正しい知識やマナーの裏付けのもとに、受動喫煙防止をきちんと実行すること」が最も重要なので、「知識やマナーを習得した上で、受動喫煙とならないよう行動すること」を責務としないと、実効性が伴わない。	<p>本条例案は、受動喫煙防止対策の強化のため健康増進法が改正され、喫煙の規制等が新たに定められることを念頭に、制定を進めてきました。（改正法は本年7月に成立。）</p> <p>すなわち、受動喫煙防止の取組が県民の中に広がり、効果を上げていくためには、改正法が成立し、罰則もあるから気をつけようというだけでなく、県民が受動喫煙に関して正しく理解し、受動喫煙防止の意識を持っていただくことが、より効果的であるとの考えのもとで、条例制定を進めてきたものです。</p> <p>このため、本条例案では、県民に禁煙等を義務付けるのではなく、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響について理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、改正法に基づく喫煙の規制等と相まって、受動喫煙防止につなげていくことを主眼に検討を進めています。</p> <p>以上のような考えのもと、ご指摘のあった、条例案の第5条については、受動喫煙防止の具体的な実行ともいえる喫煙の規制などが改正法で定められていることも考慮し、県民の責務としては、望まない受動喫煙が生じないように受動喫煙に関する正しい知識の習得に努めることを定めているところです。</p>

2	<p>「県民の責務」(第5条)に、「・・・保護者は、その監督保護に係る子どもが・・・」とあるが、「監督保護に係る子ども」だけではなく、基本は高齢者や病弱者なども含めた「身近にいるすべての人」とすべき。その上で、「接触の多い監督保護する子どもには、特に注意を促す」とする。</p>	<p>心身の成長段階にある子どもは、受動喫煙による健康への影響が大きいことから、第5条第3項において、特に規定を設けることとしています。</p> <p>ただし、御意見を参考に、保護者以外の者も含めて、広く、子どもに配慮することとなるような記載内容にさせていただきます。</p> <p>なお、高齢者や病弱者なども特に配慮すべきとの御意見については、この条例では、第5条第1項で、広く県民の責務として、望まない受動喫煙が生じないようにする旨を規定していることや、配慮すべき対象者ごとに、受動喫煙防止の具体的な取組を規定しているものでもないことから、子どもについてのみ、特に規定を設けることとしています。</p>
3	<p>「子ども及び父母その他の保護者への教育の推進」(第9条)に、「子どもと保護者への教育の推進」とあるが、子ども・保護者だけではなく、多くの大人にも教育を施すことが必要。労働者や労働者と接点のある人の健康を守るためにも、労働者を雇用する事業所にも、「従業員への教育」に努めるよう責務を課すべき。社員教育の中で健康やマナーについて指導する場面があると考えられるので、そこに受動喫煙防止に係る教育を加えることを努力義務とすれば、意識改革が進んでいくのではないかと。</p>	<p>事業者については、条例案第6条において、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する正しい知識を習得し、事業所における受動喫煙防止のための環境整備等に努めることを、事業者の役割として規定しています。条例案の規定には、ご指摘のような従業員に対する教育も含まれるものと考えています。</p> <p>いただいたご意見は、今後、受動喫煙防止の取組を具体的に推進していく上で、議会における審議の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>受動喫煙防止に関する法律及び県条例について、基本的に反対です。</p> <p>確かに喫煙による望まない副流煙で健康に害をなすことに対する取り組みは賛成です。</p> <p>人が多く集まる場所、公共施設、病院、学校などの受動喫煙防止は賛成です。</p> <p>しかし、その範囲を飲食店にまで求めるのはいかがなものでしょうか。</p> <p>飲食、特にお酒を飲む場所は、おいしい食事をし、店のスタッフと語り合い、また同じ職場の同僚とも語り合いながら、日頃のストレスを発散させたりする「憩いの場」でもあります。</p> <p>ましてやそれらの店は零細企業が多く、とても別室に喫煙室などを設ける場所も資金ありません。</p> <p>これらの店では、多くの県民や観光客に食事やお酒を通してホスピタリティーあふれる接客をしています。そして、そこで生活をしています。</p> <p>これらの店では、来店いただくお客様に喫煙店・禁煙店・分煙店の表示シールをお示しし、お客様自ら選んでいただく取り組みを行っています。</p> <p>どうぞこれらの意見も取り入れていただき条例を制定されることを強く望みます。</p> <p>(同旨他16件)</p>	<p>本条例案は、県民や事業者など誰もが受動喫煙による健康への影響について理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとに制定を進めています。条例案における事業者は、飲食店も含め、全ての事業者を対象としています。</p> <p>また、条例案には、喫煙室の設置や喫煙の規制などの義務付け、罰則は設けていません。</p> <p>事業者の方の役割としては、第6条において、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する正しい知識を習得し、事業所における受動喫煙防止のための環境の整備等に努めていただくように求めています。</p> <p>従って、例えば飲食店の場合であれば、受動喫煙に関する正しい知識を習得していただき、受動喫煙が生じないように、可能な取組の実施に努めていただければと考えています。</p> <p>ただし、国においては、本年7月に、受動喫煙防止対策の強化のため、改正健康増進法が成立し、施行日以降、飲食店においては、原則屋内禁煙とされ、客室面積等に応じた経過措置等も設けられています。</p> <p>この法律の内容や施行日について十分理解され、法律の施行に向けて対応をしていただく必要があるものと考えています。</p>
5	<p>受動喫煙によって色々な疾患が生じることはすでに国際的に明らかになっております。</p> <p>急性再発性受動喫煙症には、めまい、吐き気等、慢性受動喫煙症には、タバコアレルギー、化学物質過敏症等、重症受動喫煙症には、肺がん、咽頭がん等、これらには、すべてエビデンスがあります。</p> <p>これらから、受動喫煙を望まない人を守るの、山口県知事、議会しかありません。</p> <p>願わくば、天井で囲われたところをすべて禁煙とするという世界共通の基礎で市民を守ってください。</p>	<p>ご意見のとおり、受動喫煙は様々な疾患と因果関係にあることは認識しており、本条例案において、前文でお示ししています。</p> <p>いただいたご意見は、今後、受動喫煙防止の取組を具体的に推進していく上で、議会における審議の参考とさせていただきます。</p>

6	<p>小規模飲食店を経営しています、この度の受動喫煙防止に関する条例について賛成です。従業員の健康面でも、お客さんの美味しい食事の為にも、家族づれの子供たちの健康の為にも、店舗の汚れ軽減の為にも、店内禁煙はいい事ばかりです。</p> <p>しかし、タバコを吸う人もお客さんです常連さんも多いので、今の状況で当店が率先して店内禁煙に踏み切るのは難しいです。完全なる分煙にはすごく費用が掛かり無理です、厳しい条例が出来たので、仕方なく店内全面禁煙になりますと、言い訳させてほしいです。</p> <p>・受動喫煙をしたい人は喫煙者を含め一人もいません。一部の喫煙者の煙をみんなが我慢しているこの状況を何とかしてほしいです『吸ってもいいですか?と聞かれて、(良い訳ねえだろ!殺す気か?)とでも思っている、場の空気を考えて、だめですとは中々言えません健康に害があり迷惑だろうと分ってるつもりで『吸ってもいいですか?と聞いてくる喫煙者が、とても吸っても良いか?なんて聞けない様な気運が出来るまで、徹底的な啓発をしてほしいです。お願いします。</p>	<p>本条例案は、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めています。</p> <p>第8条においては、県は、受動喫煙を防止するため、受動喫煙に関する知識の普及や気運の醸成等を行うことを規定しているところです。</p> <p>一方で、喫煙の規制については、本年7月に改正健康増進法が成立し、施行日以後は、飲食店では、原則屋内禁煙となります。改正法の内容や施行日については十分に確認していただければと考えています。</p> <p>本条例案は、こうした法律の規制と相まって、本県において、受動喫煙防止対策の効果が上がるものと考えています。</p>
7	<p>基本理念(第3条)での「望まない受動喫煙を生じさせることがない喫煙まで制限するものではない」という認識は公衆衛生及び医科学の観点からして、正しくない、間違った認識です。</p> <p>・受動喫煙の危害は、受けている人全てが危害を被っています。たとえご本人が構わないと思ったとしても、また子どもなど意思表示が出来ない人も含めて害を及ぼしています。非喫煙者を全て、受動喫煙の危害から守ることが、議員及び保健衛生行政の責務です。</p>	<p>ご指摘の条文は、本条例案が、望まない受動喫煙を生じさせない喫煙を規制する内容の規定を設けていないことから、その事実を明確にする趣旨で設けているものです。</p> <p>なお、本年7月に成立した改正健康増進法においては、喫煙可能な場所で喫煙をする際には、望まない受動喫煙を生じさせることがないように配慮する旨の規定等が設けられており、条例案の作成において参考にしています。</p>
8	<p>事業者の役割(第6条)、施設等管理者の役割(第7条)での「県等が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力するよう努めること。」との努力義務ではなく、改正健康増進法の成立に伴い定められた責務の義務を明記すべきです。</p> <p>・また、東京都受動喫煙防止条例のように、山口県の条例でも「従業員を雇っている飲食店については店舗面積にかかわらず原則屋内禁煙にする」ことにより、利用客も、全ての従業員も、受動喫煙の危害から健康を守ることが出来るのではないのでしょうか。(既存飲食店でも店主と家族、及び利用客の健康のために、屋内禁煙が望まれますが)</p> <p>・「分煙」では煙は必ず漏れ出しますので、「原則屋内禁煙にする」は必須です。</p>	<p>本年7月に成立した改正健康増進法では、喫煙の規制や罰則等が定められていますが、本条例案は、こうした国の動きを念頭に、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等で、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めています。</p> <p>すなわち、受動喫煙防止が、県民の正しい理解のもとで、主体的な取組となることを意図して条例化を進めているものです。このような経緯から、条例案では、県民に対し、様々な取組の実施を義務付けるのではなく、努力義務として規定をしているところです。</p> <p>そして、改正法に基づく喫煙の規制等と相まって、受動喫煙に関する県民の正しい理解のもとに、受動喫煙防止対策の効果が上がるものと考えています。</p> <p>なお、改正法では、施行日以降は、飲食店については原則屋内禁煙とされています。</p>
9	<p>参考資料として、食べログ https://tabelog.com/yamaguchi/ では、山口県には8407店の飲食店がありますが、全席禁煙店は1177店で、その割合は約14%です(全国平均は16%、神奈川県は23%、東京都は21%)。</p> <p>・2項[前項目8番のご意見]の実施により、改正健康増進法の完全施行の2020年までには、例えば禁煙飲食店の目標を30%にするなどを掲げては如何でしょうか。</p>	<p>条例案において、具体的な目標値を規定することはありませんが、いただいたご意見は、今後、受動喫煙防止の取組を具体的に推進していく上で、議会における審議の参考とさせていただきます。</p>

10	<p>県の責務（第4条）での「受動喫煙防止の取組に関する基本理念にのっとり、受動喫煙防止の取組に関する施策を総合的に策定し、及び実施すること。」については、山口県独自の受動喫煙防止条例を策定し、県議会の賛同で制定し、都条例と同等あるいはそれ以上の条例内容で、他の道府県・市のモデルとなるよう期待いたします。</p>	<p>本条例案は、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等で、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めています。</p> <p>一方で、本年7月に成立した改正健康増進法では、受動喫煙防止対策の強化のため、喫煙の規制や罰則等が規定されています。</p> <p>従って、本条例案では、禁煙の義務付け等を規定していませんが、改正法に基づく喫煙の規制等と相まって、受動喫煙に関する県民の正しい理解のもとに、受動喫煙防止対策の効果が上がるものと考えています。</p>
11	<p>市町や事業者等に対する支援（第10条）に関連して、4項[前項目10番のご意見]の条例制定・取組みに当たっては、飲食店の数の多さと、市町民の身近な健康危害の防止の観点から、市町が小まめに、積極的に実態を把握し、改善指導できる関与と連携協力の仕組み態勢・設計（権限委任・移管など）が必要です。</p>	<p>ご指摘は、都条例のような条例内容を制定することを前提として、喫煙の規制に当たっての実態把握のために、市町の関与等も条例に規定すべきというものであると思いますが、本条例案では、喫煙の規制等は義務付けておらず、市町にご指摘のような業務を担わせる規定も設けていないところです。</p> <p>本条例案は、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成することで、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めており、第10条では、市町において、受動喫煙の防止に関する理解促進等の取組を行うに当たり、県が、必要な情報提供等を行うことを規定しています。</p>
12	<p>[パブリック・コメントで公表された資料に記載の]※にも明記されていますが、「火を使わない加熱式のたばこは、製造たばこに分類されるもので、従来の紙巻きたばこと同様、たばこ葉が原材料であり、煙状の蒸気にもニコチン等の有害物質が含まれているため、本条例の規制対象となります。」との兵庫県及び神奈川県受動喫煙防止条例と同様の規定をよろしくお願いします。</p>	<p>加熱式たばこについては、製造たばこに分類されるものと考えており、本条例案で規定する「たばこ」に含まれるものとしており、パブリック・コメントで公表した資料にも明記していたところです。</p> <p>なお、条例が成立した後は、上記を明確にするため、別に作成・公表する予定の逐条解説において、加熱式たばこが「たばこ」に含まれることについて記載したいと考えています。</p>
13	<p>東京都子どもを受動喫煙から守る条例と同様の条例内容を、条例制定に盛り込むことが望まれます。（兵庫県では条例見直しで盛り込む予定のようです） 【条例で定められた努力義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭で子どもと同じ部屋で喫煙しない ・受動喫煙の対策を講じていない施設、喫煙専用室に子どもを立ち入らせない ・子どもが同乗する自動車内で喫煙しない ・公園や学校周辺の路上などで子どもの受動喫煙防止に努める 	<p>子どもに対する受動喫煙防止の取組については、本条例案第5条第3項及び第9条において規定していますが、東京都の条例のように、ケースごとに取り組みべき事項を規定していません。</p> <p>一方で、このたびのパブリック・コメントに対する御意見を参考に、保護者だけでなく、広く県民が、子どもが受動喫煙にあうことがないように努める旨の記載内容にさせていただくこととしております。この場合には、東京都の条例で規定されている内容と、同趣旨の内容になるのではないかと考えています。</p>
14	<p>県内市町での、遊泳場・屋外スポーツ施設・公園&遊園内などでも、受動喫煙の危害のないよう、条例への盛り込みをお願いします。</p>	<p>本条例案は、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等で、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めています。</p> <p>このため、施設の種類ごとに喫煙の制限等を行う規定は設けていませんが、第7条では、施設管理者は、受動喫煙の防止のための取組の実施に努める旨の規定を設けています。</p> <p>なお、本年7月に成立した改正健康増進法では、受動喫煙防止対策の強化のため、多数の者が利用する施設等における喫煙の規制や罰則等が規定されています。</p> <p>本条例案は、こうした改正法に基づく喫煙の規制等と相まって、受動喫煙に関する県民の正しい理解のもとに、受動喫煙防止対策の効果が上がるものと考えています。</p>

15	<p>この間、国は受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が18日、参院本会議で与党などの賛成多数で可決、成立しました。</p> <p>なのに、県で条例案をつくる必要性があるのでしょうか。</p> <p>また今度、タバコが値上がりします。タバコ料金の約65%が税金です。たばこ税は、県、市に110億円入っています。</p> <p>その税金で、より良い喫煙環境設備を整えたほうがよろしいかと思えます。</p>	<p>本条例案は、ご指摘の改正健康増進法が制定されることを念頭に制定を進めてきました。</p> <p>すなわち、喫煙の規制や罰則等が定められた改正法により、受動喫煙防止の取組が県民の中に広がり、効果を上げていくためには、改正法が成立し、罰則もあるから気をつけようというだけでなく、県民が受動喫煙に関して正しく理解し、受動喫煙防止の意識を持っていただくことが、より効果的であるとの考えのもとで、条例制定を進めてきたものです。</p> <p>このため、本条例案では、県民に禁煙等を義務付けるのではなく、県民や事業者等が受動喫煙による健康への影響について理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、改正法による喫煙の規制等と相まって、受動喫煙防止につなげていくことを主眼に検討を進めています。</p> <p>なお、受動喫煙防止対策の具体的な実施内容については、改正法や制定後の条例等に基づき、県執行部において、判断されるものと考えています。</p>
16	<p>私がいちばん悩まされているのは、歩きタバコや、野外にある喫煙所です。自治体が設置している物はたいがい人通りの多い場所にあるので、受動喫煙スポットです。コンビニや行列のできるお店の前も同じです。こういう喫煙所を一扫してほしいと願っています。喘息の人などは、近くでタバコを吸われると大変です。私も、軽い場合は鼻がムズムズし、鼻水が出て、ひどい場合は咳が止まらなくなります。</p> <p>受動喫煙は、市民への啓発など無意味です。タバコはニコチン依存症という病気なので、吸っては行けない場所と分かっているのに吸ってしまいます。</p> <p>ですから、罰則と、人通りの多い場所から隔離された喫煙所をつくるべきです。飲食店も、禁煙にするべきです。喫煙可能なお店でアルバイトをする未成年者は、無理矢理タバコを吸わされているようなものです。</p> <p>喫煙者の方が少ないですし、みんな禁煙になれば不利益を被ることはありません。居酒屋で家族が食事をする時代、居酒屋も禁煙でいいです。野外での喫煙禁止、吸えば罰金。公共の場所はもちろん、飲食店は禁煙。そのかわり、人通りの少ない場所に、喫煙室を設けて煙が漏れないようにする。山口県は素晴らしい観光地も多いのに、野外の喫煙所が多くて、すごく残念です。きれいな風景、神社仏閣、きれいな空気を楽しみたいです。</p>	<p>受動喫煙防止対策の強化のため、本年7月に喫煙の規制や罰則等が定められた改正健康増進法が成立しましたが、受動喫煙防止の取組が県民の中に広がり、効果を上げていくためには、改正法が成立し、罰則もあるから気をつけようというだけでなく、県民が受動喫煙に関して正しく理解し、受動喫煙防止の意識を持っていただくことが、より効果的であるとの考えのもと、条例制定を進めているものです。</p> <p>条例案としては、県民や事業者等が受動喫煙による健康への影響について理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、改正法に基づく喫煙の規制等と相まって、受動喫煙防止につなげていくことを主眼に検討を進めているところです。</p> <p>なお、改正法による喫煙の規制等とは、具体的には、多数の者が利用する施設等において、敷地内禁煙や原則屋内禁煙の規制が設けられているものであり、罰則もありますので、厚生労働省のホームページ等で改正内容や施行される時期等について確認していただければと考えています。</p>
17	<p>山口県にも葉たばこ耕作者がおられます。その人達は、地域の農業や経済を支える存在として良質な葉たばこ生産に取り組んでおられます。その人達の生活をおびやかさないで欲しいです。たばこはお酒やコーヒーと同じ大人の嗜好品です。国の改正健康増進法が成立したのですから、山口県まで条例を制定しなくても良いのではないのでしょうか。少子高齢化が特に進んでいる地方では税収も少なくなっており、これからも増える可能性はほぼないのでは？と思います。ここは分煙の取り組み（事業者への補助金等）を積極的にいき、少しでも経済活動を活性化させ、吸う人も吸わない人も楽しく生活できる山口県となるようにご検討をお願いします。他県と違うやり方もあると思います。補助金はたばこ税を充当すれば良いと思います。</p> <p>(同旨他1件)</p>	<p>たばこが、生産・販売活動等を通じた収益などの経済的な効果やたばこ税収をもたらしていることは認識しており、前文に記載しています。</p> <p>一方、受動喫煙は、肺がん等の疾患と因果関係があるとされ、さらに他人の快適な生活を妨げることがあることから、受動喫煙防止に取り組むことは重要であると考えています。</p> <p>また、本条例案は、ご指摘の改正健康増進法が制定されることを念頭に制定を進めてきました。</p> <p>すなわち、喫煙の規制や罰則等が定められた改正法により、受動喫煙防止の取組が県民の中に広がり、効果を上げていくためには、改正法が成立し、罰則もあるから気をつけようということだけでなく、県民が受動喫煙に関して正しく理解し、受動喫煙防止の意識を持っていただくことが、より効果的であるとの考えのもとで、条例制定を進めてきたものです。</p> <p>このため、本条例案では、県民に禁煙等を義務付けるのではなく、県民や事業者等が受動喫煙による健康へ</p>

		<p>の影響について理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、改正法に基づく喫煙の規制等と相まって、受動喫煙防止につなげていくことを主眼に検討を進めています。</p> <p>なお、受動喫煙防止対策の具体的な実施内容については、改正法や制定後の条例等に基づき、県執行部において、判断されるものと考えています。</p>
18	<p>基本理念に対して、意見を述べたい。</p> <p>「望まない受動喫煙を生じさせることがない喫煙」とはどのような喫煙かということについて。</p> <p>わたしの意見では、「望まない受動喫煙を生じさせることがない喫煙」は、四方が20メートル以上離れた、孤立した自宅で行う喫煙のことである。</p> <p>理由は以下の通りだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 最低でも20メートル離れないとタバコの煙を浴びてしまう。 - 屋内では必ず曝露してしまう。 - 屋外でも20メートルを常に確保できる場所はない。 - 公共の場所では喫煙は不可能である。 - 自宅であっても密接している集合住宅や住宅密集地では、隣家へ煙が流れてしまう。 - 孤立した戸建て住宅しか受動喫煙を避ける方法はない。 <p>実際、非喫煙者には、煙を気にする人、煙で病状が悪化し最悪死亡するものから、煙はあまり気にしていない人、煙がまったく気にならない人まで幅広い反応の人が存在する。</p> <p>しかしながら、誰一人として、受動喫煙を望んでいる人はない。</p> <p>喫煙者ですら、他人が吐き出した煙をいやだと言っている人もいる。</p> <p>ゆえに、「望まない受動喫煙を生じさせることがない喫煙」は存在しない。</p> <p>まとめ</p> <p>結論として、繰り返しになるが、公共の場所での喫煙は、「望まない受動喫煙を生じさせることがない喫煙」を行うことはできず、四方少なくとも20メートルは離れている、孤立した自宅でしか、喫煙できる場所はない。</p> <p>受動喫煙防止の取組の推進に関する条例案の基本理念が「望まない受動喫煙により人の健康で快適な生活を妨げないことを目的として行われるもの」であるならば、公共の場所では、屋内・屋外問わず、紙巻・加熱式を問わず、喫煙所・喫煙室・灰皿の設置を問わず、全面的に禁煙にするべきだ。</p>	<p>本条例案の第2条における定義では、人が、他人の喫煙によりタバコから発生した煙にさらされることを、受動喫煙としています。</p> <p>従って、例えば、喫煙が可能な場所において、喫煙者同士が同席し、片方の喫煙者の煙にもう一方の喫煙者がさらされることも受動喫煙となりますが、そのような受動喫煙まで制限することは現実的ではないと考えています。</p> <p>なお、本年7月に成立した改正健康増進法においては、喫煙可能な場所で喫煙をする際には、望まない受動喫煙を生じさせることがないように配慮する旨の規定等が設けられており、本条例案の作成において参考にしていきます。</p>
19	<p>喫煙者のマナーが問われています。たばこ税を納めているとは言え、吸殻の処理など最低限のマナーは守るべきで、尚且つ、受動喫煙に対する認識も深く理解するべきだと思います。</p> <p>喫煙する者 喫煙しない者双方が受動喫煙防止に対する認識と理解を求める条例 施策を望みます。</p> <p>単に、喫煙に対する規制だけでは県民の理解は得られないものと考えます。</p>	<p>本条例案は、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めており、禁煙の義務付けや罰則等の規定は設けていません。</p> <p>ただし、本年7月に成立した改正健康増進法では、受動喫煙防止対策の強化のため、多数の者が利用する施設等における喫煙の規制や罰則等が規定されています。</p> <p>本条例案は、こうした改正法に基づく喫煙の規制等と相まって、受動喫煙に関する県民の正しい理解のもとに、受動喫煙防止対策の効果が上がるものと考えています。</p>

20	たばこは合法的な嗜好品であり過度な規制はすべきではない。	<p>本条例案は、受動喫煙の防止により、県民の健康で快適な生活の維持に寄与することを目的としており、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等で、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めています。</p> <p>また、喫煙の規制や禁煙を義務付けする内容の規定は設けていません。</p>
21	改正健康増進法が成立したので山口県に条例は必要ない。	<p>本条例案は、ご指摘の改正健康増進法が制定されることを念頭に制定を進めてきました。</p> <p>すなわち、喫煙の規制や罰則等が定められた改正法により、受動喫煙防止の取組が県民の中に広がり、効果を上げていくためには、改正法が成立し、罰則もあるから気をつけようというだけでなく、県民が受動喫煙に関して正しく理解し、受動喫煙防止の意識を持っていただくことが、より効果的であるとの考えのもとで、条例制定を進めてきたものです。</p> <p>このため、本条例案では、県民に禁煙等を義務付けるのではなく、県民や事業者等が受動喫煙による健康への影響について理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、改正法による喫煙の規制等と相まって、受動喫煙防止につなげていくことを主眼に検討を進めています。</p>
22	たばこ耕作者に及ぼす影響等について、考えて欲しい。	<p>たばこが、生産・販売活動等を通じた収益などの経済的な効果やたばこ税収をもたらしていることは認識しており、前文に記載しています。</p> <p>一方、受動喫煙は、肺がん等の疾患と因果関係があるとされ、さらに他人の快適な生活を妨げることがあることから、受動喫煙防止に取り組むことは重要であると考えています。</p> <p>本条例案は、受動喫煙の防止により、県民の健康で快適な生活の維持に寄与することを目的としており、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等で、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めています。</p> <p>また、喫煙の規制や禁煙を義務付けする内容の規定は設けていません。</p> <p>ただし、本年7月に成立した改正健康増進法では、受動喫煙防止対策の強化のため、多数の者が利用する施設等における喫煙の規制や罰則等が規定されています。</p> <p>本条例案は、こうした改正法に基づく喫煙の規制等と相まって、受動喫煙に関する県民の正しい理解のもとに、受動喫煙防止対策の効果が上がるものと考えています。</p>
23	公共施設等に分煙出来る喫煙場所を確保してほしい。	<p>本条例案は、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めており、喫煙の規制や罰則等の規定は設けていません。</p> <p>ただし、本年7月に成立した改正健康増進法では、受動喫煙防止対策の強化のため、施行日以降の公共施設等における敷地内禁煙や原則屋内禁煙等の規制が設けられています。また、喫煙可能とされる施設の設定基準等も今後、国において示されるものと思われませんが、具体的には、改正法の施行時に公共施設等の管理者に確認されてはいかかかと考えています。</p>

24	<p>健康影響に関する科学的エビデンスに基づき検討すべき。 県民の誤解を招かないよう配慮して頂きたい。</p>	<p>国においては、受動喫煙の健康への影響について科学的エビデンスに基づき、健康増進法改正等をはじめとする受動喫煙防止対策が進められており、本県においても、そのような動きを踏まえて条例化を進めています。</p>
25	<p>受動喫煙防止が強く問われていますが、排ガス（車輛等）の規制、問題は検討されていないのですが、弱者いじめであると思います。</p>	<p>受動喫煙については、肺がん等の疾患と因果関係があるとされ、さらに他人の快適な生活を妨げることがあることから、受動喫煙防止に取り組むことは重要であると考えています。</p> <p>なお、排ガスの規制・問題については、国の法律等や、山口県公害防止条例により、規制がなされていますが、詳細は、所管する部署にお問い合わせいただければと考えています。</p>
26	<p>具体的な規制内容とそれを実効性あるものとするため、罰則規定を設けるべきだ。 特に飲食店における規制内容は例外のない禁煙（面積制限なし、喫煙室なし、加熱式タバコを例外としない）とするべきである。</p>	<p>本条例案は、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めており、禁煙の義務付けや罰則等の規定は設けていません。</p> <p>ただし、本年7月に成立した改正健康増進法では、受動喫煙防止対策の強化のため、多数の者が利用する施設等における喫煙の規制や罰則等が規定されています。また、ご指摘の飲食店においては、改正法の施行日以降は、原則屋内禁煙となっています。</p> <p>本条例案は、こうした改正法に基づく喫煙の規制等と相まって、受動喫煙に関する県民の正しい理解のもとに、受動喫煙防止対策の効果が上がるものと考えています。</p>
27	<p>2条において、タバコに加熱式タバコを含む点に賛成だ。加熱式タバコの喫煙者の呼気には有害物質が含まれるのであるから、紙巻タバコと全く同じ扱いとされたい。</p>	<p>加熱式たばこについては、製造たばこに分類されるものと考えており、本条例案で規定する「たばこ」に含まれるものとしています。</p>
28	<p>3条において、「たばこの煙が他人の快適な生活を妨げることがある」とあるが、「タバコの煙や蒸気を社会的障壁とする障害者の日常又は社会生活を相当制限することがある」も加えられたい。受動喫煙は単純な健康や迷惑問題ではない。これを社会的障壁とし生活に多大な支障を抱える障害者がいる。もっと深刻な問題として捉えて欲しい。障害者差別解消法3条に鑑み、前述の文面を追加されたい。</p>	<p>たばこの煙により、日常生活に影響を受けるのは、障害者の方や、高齢者、妊婦、病弱者など様々な立場の方が考えられます。</p> <p>しかしながら、本条例案は、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成することで、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めており、特に配慮すべき対象者ごとに、受動喫煙防止のための対策等を規定しているものでもないため、第3条の基本理念においても、一般的な記載内容としています。</p> <p>なお、受動喫煙防止対策の強化のため、本年7月に成立した改正健康増進法においても、ご指摘のような趣旨の規定は設けられていません。</p> <p>いただいたご意見は、今後、受動喫煙防止の取組を具体的に推進していく上で、議会における審議の参考とさせていただきます。</p>
29	<p>5条において、「喫煙者は自己の意思で喫煙を制御出来るよう、ニコチン依存症の治療に努めること。」を加えられたい。依存症は本人の意志の強さに関係なく行動をコントロールできなくなる脳の病気なので、受動喫煙防止を図るためには依存症の治療が必須であると考えられる。</p>	<p>本県執行部が定めているたばこ対策ガイドラインでは、たばこによる害のない社会の実現のため、中心となる取組の3つの柱として、①受動喫煙防止、②喫煙防止、③禁煙支援を掲げています。</p> <p>ご指摘の点は、③禁煙支援に当たるとは思われますが、こうした取組は、たばこ対策としては考えられるものですが、本条例案で進めようとしている受動喫煙防止対策とは異なる視点の取組と考えています。</p> <p>いただいたご意見は、今後、受動喫煙防止の取組を具体的に推進していく上で、議会における審議の参考とさせていただきます。</p>

8条において、「県は、受動喫煙を防止するため、ニコチン依存症の周知・啓発及びその治療に必要な施策を実施する。」を加えられたい。依存症は本人の意志の強さに関係なく行動をコントロールできなくなる脳の病気なので、受動喫煙防止を図るためには依存症への理解促進及びその治療への支援が必須であると考えます。

本県執行部が定めているたばこ対策ガイドラインでは、たばこによる害のない社会の実現のため、中心となる取組の3つの柱として、①受動喫煙防止、②喫煙防止、③禁煙支援を掲げています。

ご指摘の点は、③禁煙支援に関連する取組に当たるとは思われますが、こうした取組は、たばこ対策としては考えられるものですが、本条例案で進めようとしている受動喫煙防止対策とは異なる視点の取組と考えています。

いただいたご意見は、今後、受動喫煙防止の取組を具体的に推進していく上で、議会における審議の参考とさせていただきます。



本県条例案と改正健康増進法の関係について

※条例案検討のための政策立案等検討会 参考資料

項 目	条 例 案	改 正 法
行政の責務	○ (県の責務) ・ 施策の総合的な策定・実施	○ (国及び地方公共団体の責務) ・ 知識の普及、意識の啓発、環境整備等、受動喫煙を防止するための措置を推進
関係者の協力	-	○ ・ 国、都道府県、市町村、施設を管理する者、その他関係者の相互連携、協力
国民の責務	○ (県民の責務) ・ 受動喫煙に関する正しい知識の習得等 ・ 子どもが受動喫煙にあわないよう努めること	○ (喫煙をする際の配慮義務) ・ 何人も喫煙をする際に、望まない受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮
公共施設等を管理する者等の責務・役割	○ (事業者の役割・施設管理者の役割) ・ 受動喫煙に関する正しい知識の習得、取組の実施	-
	-	○ (特定施設の管理権原者等の責務) ・ 喫煙禁止場所での喫煙防止の措置 ・ 受動喫煙を防止するために必要な措置
基本的な施策	○ (普及啓発等) ・ 受動喫煙に関する正しい知識の普及及び気運の醸成等の施策の実施 (受動喫煙に関する教育の推進) ・ 子ども等への受動喫煙に関する正しい知識習得のための教育の推進 (市町等への支援) ・ 県による市町及び事業者等への情報提供、助言	-
喫煙の禁止等の規制	-	○ ・ 特定施設等における喫煙の禁止、喫煙可能場所の規定・喫煙場所の標識の掲示
都道府県知事の権限	-	○ ・ 特定施設等の管理権原者等に対する勧告、命令等 ・ 立入検査
罰則	-	○ ・ 都道府県知事の命令違反等に対する罰則

「受動喫煙防止の取組の推進に関する条例」検討経緯

1 議長への申し出

平成30年2月 自由民主党及び公明党会派の議員から議長に対し、「受動喫煙の防止の推進に関する条例（仮称）」の制定の申し出

2 受動喫煙の防止の推進に関する条例（仮称）に関する政策立案等検討会

(1) 設置

平成30年3月 議長が政策立案等検討会を設置、全会派で構成

(2) 目的

受動喫煙の防止の推進に関する条例（仮称）の制定に向けた調査検討

(3) 委員名

榎本利光会長、小泉利治副会長、島田教明議員、平岡 望議員、篠崎圭二議員、新造健次郎議員、橋本尚理議員、井上 剛議員、河合喜代議員、佐々木明美議員、合志栄一議員

(4) 活動

平成30年3月 第1回検討会 提案申し出概要説明、スケジュール説明

平成30年4月 第2回検討会 たばこ対策の現状等に関する執行部からの説明、条例の素案の検討

平成30年6月 第3回検討会 条例案の検討

平成30年7月 第4回検討会 条例案の検討、意見募集内容の検討
意見募集（パブリックコメント）（7/13～8/12）

平成30年9月 第5回検討会 改正健康増進法に関する執行部からの説明、条例案の検討
意見募集の結果について公表

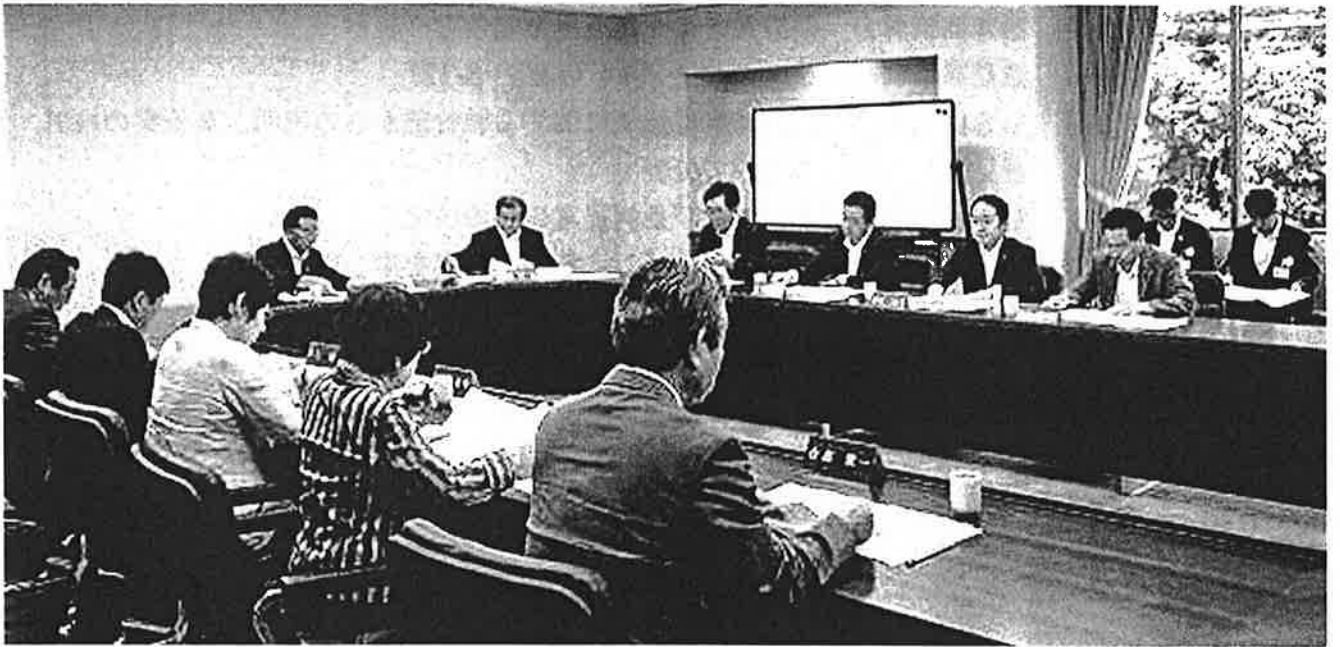
第6回検討会 条例案及び条例提案資料の決定

平成30年10月 会長及び副会長から議長に対し、条例の提案を申し出

3 議案の上程

平成30年9月定例会最終日に上程され、提案理由説明の後、全会一致で可決、成立





罰則なし、環境整備努力

受動喫煙防止条例案で県議会検討会

県議会は28日、受動喫煙防止を推進する政策条例の制定へ向け検討会を開き、条例案を取りまとめた。条例案は10月12日の定例県議会最終本会議に議員提案し、可決される見通し。

責務に、受動喫煙に関する正しい知識の習得に努めることや、健康への影響が大きい子どもが受動喫煙に遭わないよう努めることなどを掲げている。

事業者と施設管理者の役割として、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための環境整備に努めることなどを明記した。

県としては、受動喫煙の防止に関する県民機運の醸成や、必要な施策の実施、財政上の措置への努力などに取り組みよう定めた。

検討会には委員11人が出席。条例案の取りまとめに当たって異論は出なかった。3月以降、28日までに計6回会合を重ねた。

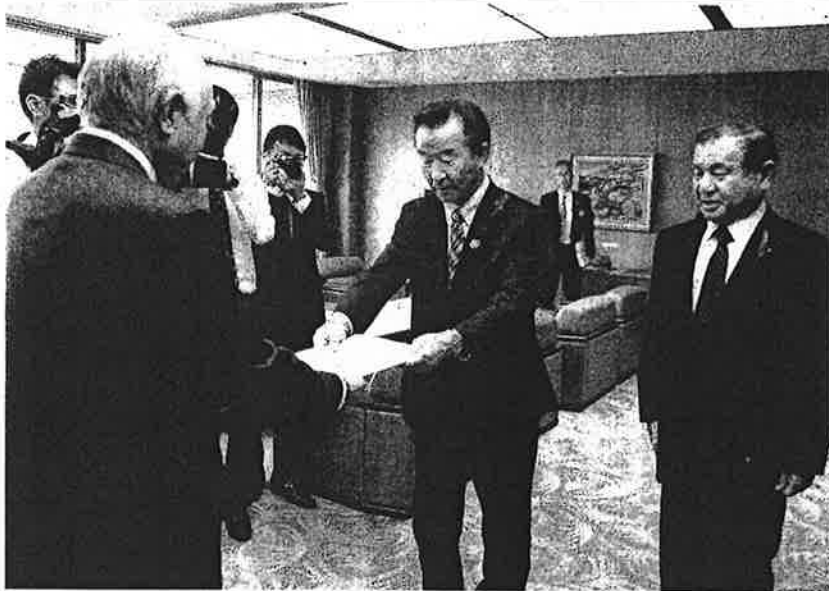
条例案については10月1日に検討会の榎本利光会長と小泉利治副会長が、柳居俊学議長に今定例会に議員提案することを報告する。

榎本会長は「条例成立後は受動喫煙の防止に向け、(委員の)皆さんには積極的に取り組んでもらいたい。県執行部においても積極的な取り組みとフォローアップをお願いしたい」と述べた。

2018年9月29日(土) 山口新聞

受動喫煙の防止推進へ 県議会全会派で条例案提出

県議会の全会派議員でつくる「受動喫煙の防止の推進に関する条例(仮称)に関する政策立案等検討会」(会長・榎本利



条例提案の申し出を行う榎本会長(県庁で)

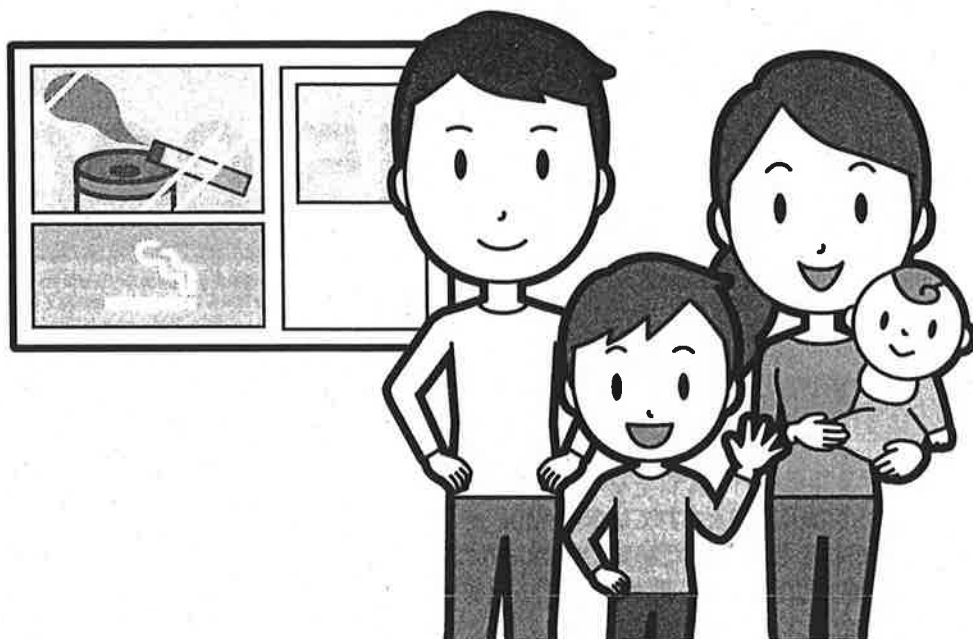
光議員、11人)は1日、柳居俊孝議長に、9月定例会の最終日に受動喫煙防止の取組の推進に関する条例案を提案する申し出を行った。榎本会長と小泉利治副会長から申し出を受けた

柳居議長は「大変喜ばれる取り組みと思う。今議会の議題に入れさせていただく」と承諾。榎本会長は「これを機会に、県民に受動喫煙についての認識を深めてもらえればありがたい」と語った。検討会は今年3月に立ち上げ、9月まで6回の協議を重ねてきた。可決されれば、16日の県報掲載をもって公布・施行される。県議会棟では施行に先駆け、先月から食堂を除いて建物内を禁煙化。食堂も15日から禁煙される予定。(重岡)

2018年10月3日(水) 宇部日報

受動喫煙防止の 取組の推進に関する条例

〈平成30年10月16日施行〉

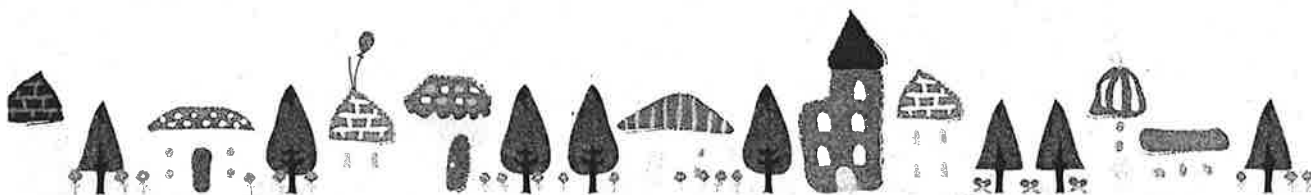


… 受動喫煙防止の取組の推進に関する条例とは？ …

人が、他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされる受動喫煙によって、肺がんや脳卒中などの疾患にかかりやすくなることが、科学的に明らかになっています。また、他人の喫煙による煙や臭いなどを不快に思う人もいます。

県民が健康で快適な生活を維持する上で、受動喫煙の防止に取り組むことは重要ですが、現在も多くの方が、飲食店や職場などで受動喫煙にあっているという実態があり、さらに取組を進めていくことが必要です。

本県では、県民誰もが受動喫煙による健康への影響などについて理解を深め、受動喫煙の防止についての気運を高めていくため、平成30年10月に、議員提案により「受動喫煙防止の取組の推進に関する条例」を制定しました。 ※この条例における「たばこ」には「加熱式たばこ」も含まれます。

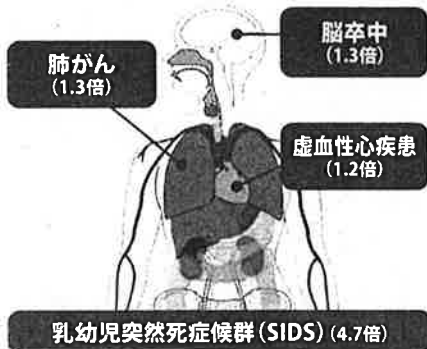


山口県議会

受動喫煙による健康への影響は？

受動喫煙により、様々な病気のリスクが高まります！

- 受動喫煙によりリスクが高まる病気



(出典：「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」、国立がん研究センターがん情報サービス)

受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計される人数は、

全国で

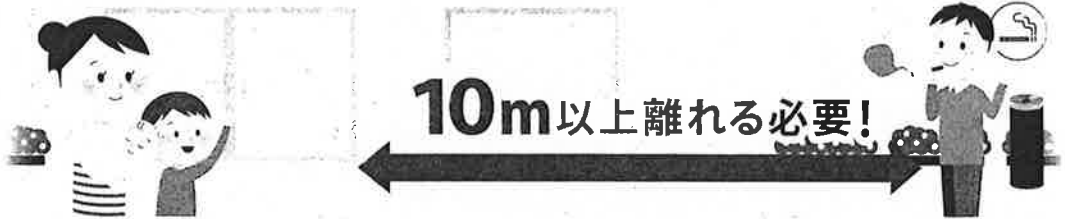
年間 **15,000人!**



(出典：厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」)

たばこの煙はどこまで届く？

屋外における無風という状態下で、ひとりの喫煙者によるたばこの煙の到達範囲は直径14メートル(半径7メートル)の円周内とされています。(出典：「屋外における受動喫煙防止に関する日本禁煙学会の見解と提言」平成18年3月)
本県では、これを参考に専門家等で構成された検討委員会で検討した結果、複数の喫煙者がたばこを吸う場合などを考え、屋外に喫煙場所を設置する場合は、通路、出入口、子どものいる空間等からおおむね10m以上離すこととしています。



山口県の受動喫煙の状況は？

- 最近1か月間に、受動喫煙にあった者の割合

区分	割合
飲食店	43.8%
職場	39.1%
遊技場	32.0%

(出典：山口県健康福祉部健康増進課「平成29年度健康づくりに関する県民意識調査」)



受動喫煙防止の
取組強化が必要

全国的に受動喫煙への関心が高まる中で、本県では

受動喫煙防止の
取組の推進に
関する条例を制定!

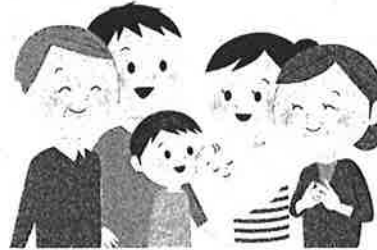
わたしたちの責務と役割

条例では、以下のような内容を定めています。

さあ、健康で快適な生活をおくることができるよう、みんなで受動喫煙の防止に取り組みましょう!

県民の皆さん

- ・受動喫煙に関する正しい知識の習得に努めましょう!
- ・県や市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に協力するよう努めましょう!
- ・身の回りにいる子どもが受動喫煙にあうことがないよう努めましょう!



事業者、施設管理者の皆さん

- ・受動喫煙に関する正しい知識の習得に努めましょう!
- ・事務所や施設において、室内を禁煙にすることや喫煙場所をはっきり表示するなど、受動喫煙を防止するための環境の整備に努めましょう!
- ・県や市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に協力するよう努めましょう!

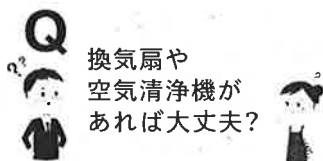


県

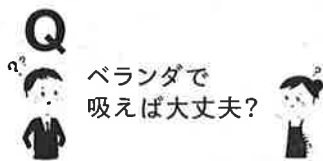
- ・受動喫煙に関する正しい知識の普及や県民等の気運の醸成その他必要な取組を行います。
- ・市町及び学校などの教育機関と連携し、子どもや保護者が受動喫煙に関する正しい知識を習得するための教育を進めます。
- ・市町や事業者又は施設管理者などが行う受動喫煙の防止のための取組を支援するため、受動喫煙に関する情報の提供や専門的又は技術的な助言を行います。

たばこの煙から子どもたちを守るために

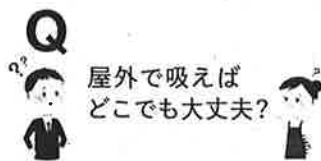
心身の成長段階にある子どもは、大人に比べ、受動喫煙による健康への影響が大きいことがわかっています。以下のようなことにも気をつけて、周りの大人は、子どもたちが受動喫煙にあうことがないように努めましょう！



A 家庭用の換気扇では、十分な換気はできません。また、空気清浄機ではたばこの煙の有害物質を除去できません！



A サッシや窓の隙間から室内に煙が流れ込む他、喫煙者が室内に戻ってから吐息の中にも有害物質が含まれるので、受動喫煙を防ぐことはできません！



A たばこの煙は広範囲に広がるため、屋外であっても受動喫煙にあうことがあります。特に子どもが多く利用する公園や通学路などでは配慮が必要です。



① 改正健康増進法について

国においては、受動喫煙防止対策を強化する改正健康増進法が、平成30年(2018年)7月に公布され、2020年4月1日に施行となりますが、一部の規定はそれより前に施行されることとなっています。改正健康増進法では、望まない受動喫煙をなくすため、多数の者が利用する施設において、原則敷地内禁煙や屋内禁煙などが規定されており、罰則も設けられています。県民の皆さんは、本条例の内容はもとより、改正健康増進法の内容についても正しく知り、それぞれが、望まない受動喫煙を生じさせることがないように取り組んでいくことが必要です。

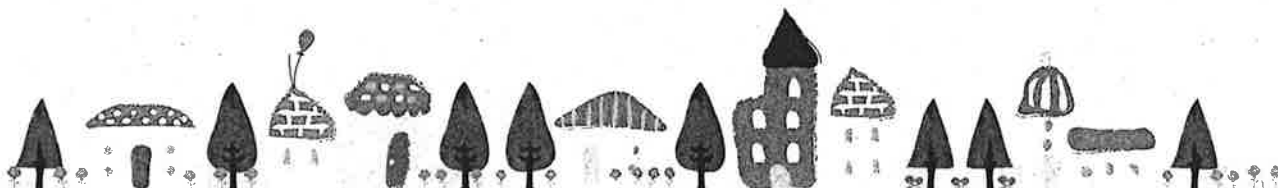
..... お問い合わせ先

この条例について

山口県議会事務局
〒753-8501 山口市滝町1-1
TEL:083-933-4160 FAX:083-933-4129
E-mail:a30000@pref.yamaguchi.lg.jp

受動喫煙防止全般について

山口県健康増進課
〒753-8501 山口市滝町1-1
TEL:083-933-2950 FAX:083-933-2969
E-mail:a15200@pref.yamaguchi.lg.jp



条例の本文及び逐条解説は、県議会ホームページの「政策条例」でご覧いただけます。
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a30000/index/index.html/>



「たばこによる害のない信州」をめざして

やめよう! こどもたちのために...

喫煙する大人がいると こんなこどもになります...

妊婦が喫煙すると低体重児(出生時体重2500g未満)が生まれやすくなります。

妊娠中に喫煙すると、こどもの知能指数が5.5以上も下がります。

家庭に喫煙者がいると、ぜん息様気管支炎になる幼児が増えます。特に母親の喫煙により2倍になります。



妊娠中に1日20本以上喫煙した妊婦から生まれた男児は、暴力犯罪を犯す率が約2倍となっています。

家庭に喫煙者がいると、アトピー性皮膚炎が重くなったり、重症アトピー性皮膚炎の人が2倍になります。

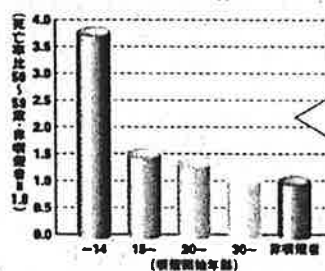
その他に喫煙が子供に及ぼす主な影響

呼吸機能低下/急性気管支炎/ぜん息/髄膜炎/肺炎/中耳炎/むし歯/乳幼児突然死症候群/発育障害/低身長

出典: 加治正行(群馬県立こども病院内分泌代謝科)「たばこ禁煙」

喫煙開始年齢と死亡率

喫煙開始年齢別みた死亡率(男性)



中学生から喫煙をはじめると、50代で死亡する確率が**3.5倍**になります。

平山雄, 1998
出典: 「たばこは金身削 早稲藪」
少年写真新聞社

ご注意ください!

小児の誤飲は、たばこがトップです。
*小児の飲み込み事故の40.7%。例えば体重10kgのこどもの場合、たばこ1本分(ニコチン10~20mg)で命の危険があります。
灰皿などにたばこが溶け込んでいる水を飲むと吸収が早く非常に危険です。

出典: 平成15年度家庭用品に係る健康被害調査モニター報告
(厚生労働省医薬品政策課化学物質安全対策室 平成16年12月22日)

たばこに関するご相談は、こちらまでお問い合わせください。

長野県 衛生部保健予防課

●電話 026-235-7150(直通) ●ファクシミリ 026-235-7170
●電子メール hokenyob@pref.nagano.jp
●ホームページ <http://www.pref.nagano.jp/eisai/hokenyob/kanzo/kenkou/taaba.htm>

知っていますか？ たばこの影響

● 他人のたばこの煙を吸わされる受動喫煙の害

主流煙より、副流煙に多く含まれる有害物質 (総数は主流煙に対する副流煙の含有量)



- 主 流 煙…喫煙者が、直接吸い込む露性の煙。
- 副 流 煙…点火部から立ち上がる煙。有害物質は主流煙より多く、アルカリ性で目や鼻の粘膜を刺激する。
- タ ー ル…発がん性物質が多く含まれる。
- ニコチン…血管を縮めるため血液の流れが悪くなる。また、依存性があるため、たばこをやめたくてもやめられなくなる原因となる。
- 一酸化炭素…赤血球に結びつき、酸素の運搬を妨げる。

出典 厚生労働省「喫煙と健康」

長野県では受動喫煙防止対策として、多数の皆さまが利用する全面禁煙の飲食店・デパート・宿泊施設・タクシーなどを「おいしい空気のお店・施設」として認定し、ホームページで紹介しています。

ホームページ http://www.pref.nagano.jp/eisei/hokenyob/kenzo/kuuki/oiisikuuki_syoukai.htm

● たばこは動脈硬化の危険因子!!

喫煙によって、脳卒中や虚血性心疾患（心筋梗塞、狭心症等）の危険性が高くなります。ただし、禁煙すれば、こうした危険性が大幅に減ることもまた事実です。

喫煙が及ぼす健康影響

喫煙者は非喫煙者に比べ病気になる危険性が何倍高いのか (死亡率の比)

相対危険度	男	女	非喫煙者
虚血性心疾患	1.7	-	1.0
脳卒中	1.7	1.7	1.0

資料 1990 93年の全国健康調査 (NIPPON DATA)

禁煙の効果

禁煙による虚血性心疾患死の低下(男)

禁煙期間	相対危険度	非喫煙者
6か月未満	4.3	1.0
6~12か月未満	2.4	1.0
1~3年	2.0	1.0
4~6年	1.0	1.0

出典 京都府健康調査センター「タコソフール・オーストラリア WHO MONICA」

● 喫煙は、生まれてくる子どもに胎盤を通じて大きく影響します。

妊婦がたばこを吸うと低体重児（出生時体重2500g未満）が生まれやすくなったり、流産や出生後間もなく死亡することがあるなど、悪い影響があると考えられています。



たばこに関するご相談は、こちらまでお問い合わせください。

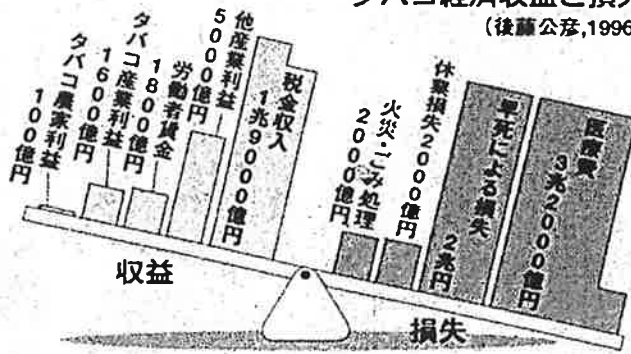
● 長野県衛生部健康づくり支援課 ☎026-235-7150 FAX 026-235-7170 Email:kenko@pref.nagano.jp
ホームページ: <http://www.pref.nagano.jp/eisei/hokenyob/kenzo/tabako/kinen.htm>

◎ またはお近くの保健所へ

佐久保健所 ☎0267-63-3163(小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡)
上田保健所 ☎0268-25-7148(上田市、東御市、小泉町)
諏訪保健所 ☎0266-57-2926(岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡)
伊那保健所 ☎0265-76-6836(伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡)
新田保健所 ☎0265-53-0443(新田町、下伊那郡)
木曾保健所 ☎0264-25-2233(木曾町)


松本保健所 ☎0263-40-1938(松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡)
大町保健所 ☎0261-23-6526(大町市、北安曇郡)
長野保健所 ☎026-223-2131(須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡)
北佐保健所 ☎0269-62-6311(中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡)
長野市保健所 ☎026-226-9960(長野市)

タバコ経済収益と損失
(後藤公彦,1996)



© 厚生労働省・中野 2002

喫煙による経済損失

【感謝のカード】 

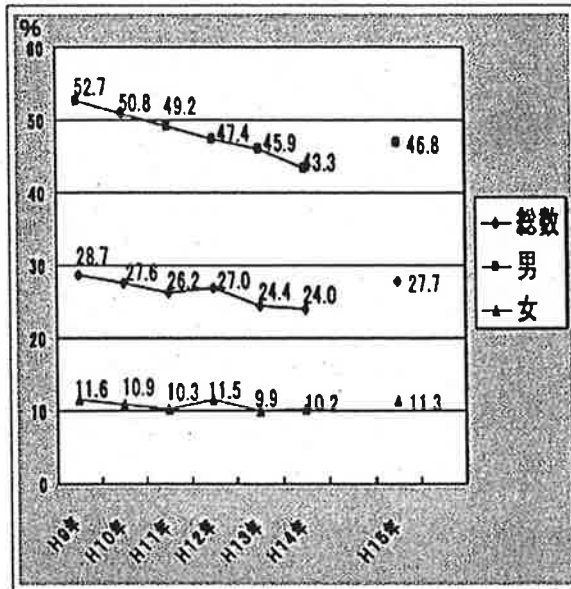
**貴施設は健康増進法
第25条に適合しています**

～ きれいな空気をありがとうございます ～
(裏面をご覧ください)

★厚生労働省分煙効果判定基準 (2002年6月12日公表)
方法1. 全面禁煙 方法2. 排気装置による完全分煙
(空気清浄機・分煙機はタバコ煙の有害物質が素通りするため無効です)
参考ホームページ <http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/>

喫煙率の状況について

我が国の喫煙率



出典:平成14年までは国民栄誉調査。平成15年は国民健康・栄誉調査
※国民栄誉調査と国民健康・栄誉調査では、喫煙の定義及び調査

諸外国の喫煙率 (%)

国名	男性	女性
日本	43.3	10.2
ドイツ	39.0	31.0
フランス	38.6	30.3
オランダ	37.0	29.0
イタリア	32.4	17.3
イギリス	27.0	26.0
カナダ	27.0	23.0
米国	25.7	21.5
オーストラリア	21.1	18.0
スウェーデン	19.0	19.0

出典:WHO Tobacco ATLAS (2002)
(日本の数値は国民栄誉調査)

禁煙の効果の総括

アメリカ公衆衛生長官の「禁煙による健康改善効果」に関する報告書の結論(1990年)

1. 禁煙は、性別、年齢、喫煙関連疾患の有無を問わず、すべての人々に大きくかつ迅速な健康改善をもたらす。
2. 禁煙者は喫煙継続者よりも長生きをする。たとえば、50歳以前に禁煙した者は、喫煙継続者に比べて、その後15年間の死亡率が半減する。
3. 禁煙により、肺がん、その他のがん、心臓発作、脳卒中、慢性肺疾患のリスクは減少する。
4. 妊娠前、あるいは、妊娠3~4ヵ月目までに妊婦が禁煙した場合、低体重児が生まれるリスクは、非喫煙妊婦と同程度まで下がる。
5. 禁煙による健康改善の大きさは、禁煙後の体重増加(平均2.3kg)や精神面への悪影響よりも明らかに大きい。

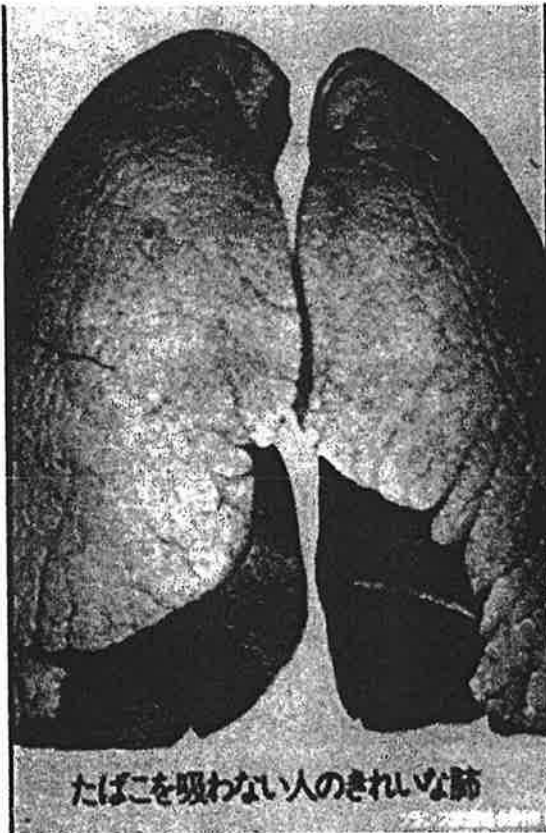
© 厚生労働科学・中村正 2002

禁煙の効果の総括

禁煙は健康上大きな効果をもたらすことが、1990年のアメリカ公衆衛生長官による報告書「禁煙による健康改善効果」に詳述されている。この報告書の結論は次の3点にまとめることができる。

- 1) 禁煙は誰に対しても健康改善をもたらす。
 - ・禁煙はすべての年齢の男女に、健康上の利益をもたらす。
 - ・喫煙関連疾患の有無にかかわらず、禁煙は健康上の利益をもたらす。
 - ・禁煙すると、肺がんをはじめ種々の喫煙関連疾患のリスクが減少する。
 - ・妊娠前または妊娠中でも禁煙すると、低体重児のリスクの改善などの効果がみられる。
- 2) 禁煙すると、喫煙し続けた場合より長生きをする。
- 3) 禁煙による健康改善の大きさは、禁煙後の体重増加などによる健康リスクを相殺して余りある。

日本人の死因のトップは
がんです。がんの種類別で
は『肺がん』がダントツの
トップです。



たばこを吸わない人のきれいな肺

正常な肺

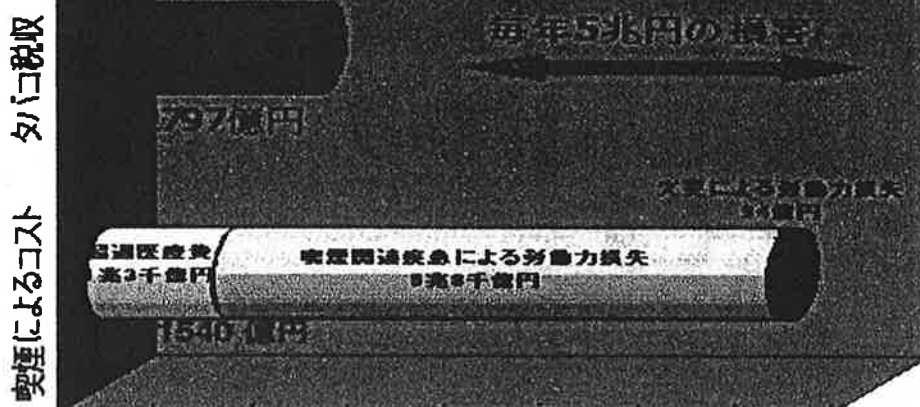


たばこのせいでよごれた肺

喫煙者の肺

タバコ税収と喫煙によるコスト

1999年度分試算



出典: 医療経済研究機構「たばこ税増税の効果・影響等に関する調査研究報告書」p252-254 平成14年3月

喫煙者数と喫煙による医療費・たばこ税収等の状況

喫煙者数	直接喫煙による年間死亡者数	喫煙による超過医療費	* 喫煙によるコスト全体	たばこによる税収
28,165,579 人	102,403 人	13,086 億円	71,540 億円	22,797 億円

* 喫煙によるコスト全体: 喫煙(直接+受動)による医療費+喫煙関連疾患による労働力損失+喫煙が原因の火災による労働力損失

これらの試算によると、我が国の喫煙による超過死亡数の推計は10万人を越し、全死亡数の10%を占めています。また、肺がん等たばこによる疾病や死亡のために、1993年における試算では年間1兆1,500億円(国民総医療費の5%)が超過医療費となっており、この他死亡による損失等を併せると、社会全体で約5兆円の社会的損失があるとされています。

喫煙者数が減ることが死亡者の減少及び医療費の削減に繋がるというこの調査・試算は、地方公共団体として、また保険者として禁煙及び節煙しやすい環境づくりを進めていく強い動機となるものです。

カナダのタバコ

タバコパッケージの前面・後面それぞれの1/2
に下記のような図が掲載。(全部で16種類)



喫煙は強い依存性を持つ。



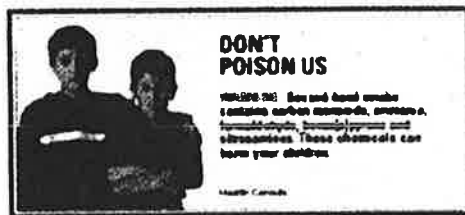
子どもは大人を見て真似する。



喫煙は胎児を傷つける



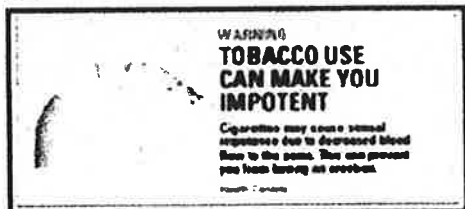
タバコは赤ん坊に害を与える。



僕たちに毒を盛らないで!



タバコは脳卒中の原因になる。



タバコでインポテンツになる可能性がある。



喫煙は歯周病やがんを引き起こす。

1 たばこの規制に関する法令、通知等について

- たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）の概要（平成16年3月 外務省）
たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 資料1
- 健康増進法（平成14年7月26日成立 平成15年5月1日施行）（抜粋）
第二節 受動喫煙の防止
第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準じる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 厚生労働省健康局長通知（平成22年2月25日）
受動喫煙防止対策について 資料2
- 職場における受動喫煙防止対策に関する検討会（平成22年5月26日）
職場における受動喫煙防止対策に関する検討会 報告書

※山口県たばこ対策ガイドラインのホームページより詳細をご覧ください。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/kenkou/23tabacco.html>

2 「たばこに関する」ホームページについて

厚生労働省 ～たばこと健康に関するホームページ～	http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html
厚生労働省・最新たばこ情報(健康ネット)	http://www.health-net.or.jp/tobacco/front.html
神奈川県～かながわのたばこ対策～	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6955/
洲本市禁煙支援センター	http://www1.sumoto.gr.jp/shinryou/kituen/link.htm
社団法人山口県医師会	http://www.yamaguchi.med.or.jp/kttext/kenkoindex.htm
社団法人日本医師会	http://www.med.or.jp/
社団法人日本歯科医師会	http://www.jda.or.jp/
社団法人日本薬剤師会	http://www.nichiyaku.or.jp/
社団法人日本看護協会	http://www.nurse.or.jp/
日本禁煙推進医師歯科医師連盟	http://www.nosmoke-med.org/
特定非営利活動法人日本禁煙学会	http://www.nosmoke55.jp/
社団法人日本循環器学会	http://www.j-circ.or.jp/kinen/anti_smoke_std/
健康やまぐちサポートステーション	http://www.kenko.pref.yamaguchi.lg.jp

資料1 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）の概要

（平成16年3月 外務省）

一 概説

1 条約の成立経緯

- (1) 世界保健機関（WHO）は、喫煙による健康被害の拡大を憂慮して、その加盟国に対し総合的なたばこ対策の実施を呼びかける世界保健総会決議を昭和45年（1970年）以来累次採択してきたが、たばこ製品に関する広告、たばこ製品の密輸等、たばこ及び健康に関連する国境を越えた問題の解決のためには、各国が共通した対策をとって対応することが必要であるとして、平成8年（1996年）、世界保健総会は、WHO憲章第十九条の規定に基づき、たばこの規制に関する枠組条約の作成の適否の検討をWHO事務局長に要請した。さらに、平成11年（1999年）の世界保健総会は、この条約を昨年の世界保健総会までに採択することを目標として、条約の起草及び交渉のための政府間交渉会議を設立することを決定した。
- (2) 政府間交渉会議は、平成12年（2000年）10月に開始され、昨年2月の第6回交渉会議において、この条約の案文についての実質的な合意が成立した。その後、この条約は、同年5月21日の世界保健総会においてコンセンサスで採択された。
- (3) この条約は、昨年6月16日から22日までジュネーブのWHO本部において署名のため開放され、その後同年6月30日から本年6月29日までニューヨークの国際連合本部において署名のため開放されている。同条約は、40番目の批准書、受諾書、承認書、正式確認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後90日目の日に効力を生ずる（条約第36条1。本年2月25日現在、9箇国が締結）。

2 条約締結の意義

この条約は、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とし、たばこに関する広告、包装上の表示等の規制及びたばこの規制に関する国際協力について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、主要なたばこ製品の生産国かつ消費国としてバランスのとれた真に実効的なたばこの規制に寄与する上で有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所等におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な措置を採択し及び実施すること。
- (2) たばこの製品の包装及びラベルについて、たばこ製品の特性、健康への影響、危険若しくは排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段等（例えば、「ライト」、「マイルド」等の形容的表示）を用いることによってたばこ製品の販売を促進しないことを確保するため、効果的な措置を採択し及び実施すること。
- (3) たばこ製品の個装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベルに、その主たる表示面の30パーセント以上を占める健康に関する警告を付するとともに、た

ばこ製品の関連のある含有物及び排出物についての情報を含めること。

- (4) あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を行い、又は、自国の憲法若しくは憲法上の原則のために包括的な禁止を行う状況にない場合には、これらを制限すること。
- (5) 自国の国内市場において販売される小売用及び卸売り用のたばこ製品の個装その他の包装について、最終仕向地を示す効果的な表示又は当局が当該たばこを製品の国内市場における販売の合法性を判断することに役立つ他の効果的な表示を行うことを要求すること。
- (6) 国内法によって定める年齢又は 18 歳未満の者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、効果的な措置を採択し及び実施すること。

4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、昨年 6 月の署名開放以来、本年 2 月 25 日現在で既に 93 箇国（欧州共同体（E C）を含む。）が署名する等、その早期発効に向けて多くの国が積極的に取り組んでいる。同条約の下でたばこの健康への悪影響の低減の実効を挙げるためには、たばこの生産国及び消費国の双方が広く同条約を締結し実施することが不可欠であり、他の多くの国は、世界におけるたばこ製品の主要な生産国かつ消費国である我が国が同条約を早期に締結し、同条約を真に実効的な枠組みとすることを強く期待している。

また、同条約の枠組みの下、今後たばこに関する様々な規制が導入されていくことが想定され、我が国としてもこのようなプロセスに時宜を逸することなく参画していくことが肝要である。我が国が可及的速やかにこの条約を締結することは、このような国際社会の強い期待にこたえとともに、国際的なたばこ対策への取組及び保健分野の国際協力に関する我が国の積極的な姿勢を示す上で有意義である。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文 38 箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 用語（第 1 条）

- (1) 「不法な取引」とは、法令によって禁止されるあらゆる行為であって、生産、輸送、受領、保有、流通、販売又は購入に関連するもの（このような活動を促進することを意図したあらゆる行為を含む。）をいう。
- (2) 「たばこの広告及び販売促進」とは、商業上行われるあらゆる形態による情報の伝達、奨励又は行動であって、直接又は間接に、たばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促進することを目的とし又はたばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促進する効果を有し若しくは有するおそれのあるものをいう。
- (3) 「たばこの規制」とは、供給、需要及び害を減少させるための一定の戦略であって、たばこ製品の消費及びたばこの煙にさらされることをなくし又は減少させることにより人々の健康を改善することを目的とするものをいう。
- (4) 「たばこ産業」とは、たばこ製造業者並びにたばこ製品の卸売業者及び輸入業者をいう。
- (5) 「たばこ製品」とは、喫煙用、吸引用、かみ用又はかぎ用に供するために製造さ

れた製品であって、全部又は一部が原材料としての葉たばこから成るものをいう。

(6) 「たばこの後援」とは、催し、活動又は個人へのあらゆる形態の貢献であって、直接又は間接に、たばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促進することを目的とし又はたばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促進する効果を有し若しくは有するおそれのあるものをいう。

2 目的（第3条）

この条約及び議定書は、たばこの使用及びたばこの煙にさらされることの広がりを継続的かつ実質的に減少させるため、締約国が自国において並びに地域的及び国際的に実施するたばこの規制のための措置についての枠組みを提供することにより、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

3 基本原則（第4条）

締約国は、この条約並びに議定書の目的を達成し、及びその規定を実施するため、特に次に掲げる原則を指針とする。

- (1) すべての者は、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることがもたらす健康への影響、習慣性及び死亡の脅威について知らされるべきである。
- (2) たばこの煙にさらされることからすべての者を保護するための措置をとる必要性、たばこ製品の使用の開始を防止し、その使用の中止を促進し及び支援し並びにその消費を減少させるための措置をとる必要性、性差に応じた危険性に対応するための措置をとる必要性等を考慮した強い政治的な決意が必要である。
- (3) たばこ製品の消費を減少させるための多くの部門における包括的な措置及び対応は、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることにより疾病並びに早産による障害及び死亡が発生することを公衆衛生の原則に従って予防するために不可欠である。
- (4) 市民社会の参加は、この条約及び議定書の目的の達成に不可欠である。

4 一般的義務（第5条）

- (1) 締約国は、この条約及び自国が締約国である議定書に従い、多くの部門における包括的な自国の戦略、計画及びプログラムであってたばこの規制のためのものを策定し、実施し、並びに定期的に更新し及び検討する。
- (2) このため、締約国は、その能力に応じ、たばこの規制のための国内における調整のための仕組み又は中央連絡先を確立し又は強化し、及びこれに資金を供与する。
- (3) 締約国は、たばこの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり、国内法に従い、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する。

5 たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置（第6条）

各締約国は、課税政策を決定し及び確定する締約国の主権的権利を害されることなく、たばこの規制に関する自国の保健上の目的を考慮すべきであり、並びに、適当な場合には、措置を採択し又は維持すべきである。その措置には、次のことを含めることができる。

- (1) たばこの消費の減少を目指す保健上の目的に寄与するため、たばこ製品に対する

課税政策及び適当な場合には価格政策を実施すること。

- (2) 適当な場合には、免税のたばこ製品について一の国からの他の国に移動する者に対する販売又は当該者による輸入を禁止し又は制限すること。

6 たばこの煙にさらされることからの保護（第8条）

締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

7 たばこ製品の含有物に関する規制（第9条）

締約国会議は、権限のある国際団体と協議の上、たばこ製品の含有物及び排出物の試験及び測定並びに当該含有物及び排出物の規制のための指針を提案する。締約国は、権限のある国内当局が承認した場合には、当該試験及び測定並びに当該規制のための効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。

8 たばこ製品についての情報開示に関する規制（第10条）

締約国は、国内法に従い、たばこ製品の製造業者及び輸入業者に対したばこ製品の含有物及び排出物についての情報を政府当局へ開示するよう要求する効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。さらに、締約国は、たばこの製品及び当該たばこ製品から生ずる排出物の毒性を有する成分について情報を公衆に開示するための効果的な措置を採択し及び実施する。

9 たばこ製品の包装及びラベル（第11条）

- (1) 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後三年以内に、その国内法に従い、次のことを確保するため、効果的な措置を採択し及び実施する。

イ たばこの製品の包装及びラベルについて、虚偽の、誤認される若しくは詐欺的な手段又はたばこ製品の特性、健康への影響、危険若しくは排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段（特定のたばこ製品が他のたばこ製品より有害性が低いと誤った印象を直接的又は間接的に生ずる用語、形容的表示、商標、表象による表示その他の表示を含む。）を用いることによってたばこの製品の販売を促進しないこと。これらの手段には、例えば、「ロー・タール」、「ライト」、「ウルトラ・ライト」又は「マイルド」の用語を含めることができる。

ロ たばこ製品の個装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベルには、たばこの使用による有害な影響を記述する健康に関する警告を付すること。この警告は、

- (a) 権限のある国内当局が承認する。
- (b) 複数のを組合せを替えて表示する。
- (c) 大きなもの、明瞭なもの並びに視認及び判読の可能なものとする。
- (d) 主たる表示面の五十パーセント以上を占めるべきであり、主たる表示面の三十パーセントを下回るものであってはならない。
- (e) 写真若しくは絵によることができ、又は写真若しくは絵を含めることができる。

- (2) たばこ製品の個装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベルには、(1)口の警告に加え、たばこ製品の関連のある含有物及び排出物であって国内当局が定めるものについての情報を含める。

10 教育、情報の伝達、訓練及び啓発 (第12条)

締約国は、適当な場合にはすべての利用可能な情報の伝達のための手段を用いて、たばこの規制に関連する問題についての啓発を促進し及び強化する。

11 たばこの広告、販売促進及び後援 (第13条)

- (1) 締約国は、自国の憲法又は憲法上の原則に従い、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を行う。自国の憲法又は憲法上の原則のために包括的な禁止を行う状況にない締約国は、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援に制限を課する。この制限には、自国が利用し得る法的環境及び技術的手段に従うことを条件として、自国の領域から行われる国境を越える効果を有する広告、販売促進及び後援の制限又は包括的な禁止を含める。

- (2) 締約国は、憲法又は憲法上の原則に従い、少なくとも次のことを行う。

イ 虚偽の、誤認させる若しくは詐欺的な手段又はたばこ製品の特性、健康への影響、危険若しくは排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段を用いることによってたばこ製品の販売を促進するあらゆる形態のたばこの広告、販売促進及び後援を禁止すること。

ロ あらゆるたばこの広告並びに適当な場合にはたばこの販売促進及び後援に当たり健康に関する警告若しくは情報又は他の適当な警告若しくは情報を付することを要求すること。

ハ 公衆によるたばこ製品の購入を奨励する直接又は間接の奨励措置の利用を制限すること。

ニ 包括的な禁止を行ってない場合には、まだ禁止されていない広告、販売促進及び後援へのたばこ産業による支出について関連する政府当局に対し開示することを要求すること。

ホ ラジオ、テレビジョン、印刷媒体及び適当な場合には他の媒体（例えば、インターネット）におけるたばこの広告、販売促進及び後援について、五年以内に、包括的な禁止を行い、又は自国の憲法若しくは憲法上の原則のために包括的な禁止を行う状況にない締約国の場合には、制限すること。

ヘ 国際的な催し、活動又はそれらの参加者に対するたばこの後援を禁止し、又は自国の憲法若しくは憲法上の原則のために禁止する状況にない締約国の場合には、制限すること。

- (3) 締約国は、国境を越えて行われるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止のために国際的な協力を必要とする適当な措置を定める議定書の作成について検討する。

12 たばこへの依存及びたばこの使用の中止についてのたばこの需要の減少に関する措置 (第14条)

締約国は、たばこの使用の中止及びたばこへの依存の適切な治療を促進するため、自国の事情及び優先事項を考慮にいれて科学的証拠及び最良の実例に基づく適当な、

包括的及び総合的な指針を作成し及び普及させ、並びに効果的な措置をとる。

13 たばこ製品の不法な取引（第15条）

- (1) 各締約国は、締約国がたばこ製品の原産地を決定することを支援するため、また、締約国が流通を逸脱した地点を判断すること並びにたばこ製品の移動及び合法性を監視し、記録し及び管理することを国内法及び関連する二国間又は多数国間協定に従って支援するため、たばこ製品のすべての個装その他の包装及び外側の包装に表示が確保されるよう効果的な立法上、執行上、行政上又はその他の措置を採択し及び実施する。さらに、締約国は、自国の国内市場において販売される小売用及び卸売用のたばこ製品の個装及び包装について、最終仕向地を示す効果的な表示又は当局が当該たばこ製品の国内市場における販売の合法性を判断することに役立つ他の効果的な表示を行うことを要求する。
- (2) 締約国は、たばこ製品の不法な取引をなくすため、たばこ製品の国境を越える取引についての監視及び資料の収集、関係当局間の情報の交換、不法な取引を対象とする制裁及び救済措置を伴う法令の制定又は強化等を行う。

14 未成年者への及び未成年者による販売（第16条）

- (1) 締約国は、国内法によって定める年齢又は十八歳未満の者に対するたばこの製品の販売を禁止するため、適当な段階の政府において効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。これらの措置には、自国の管轄の下にあるたばこの自動販売機が未成年者によって利用されないこと及びそのような自動販売機によって未成年者に対するたばこの製品の販売が促進されないことを確保すること等を含めることができる。
- (2) 締約国は、公衆、特に未成年者へのたばこ製品の無償の配布を禁止し又はその禁止を促進する。
- (3) 締約国は、拘束力のある書面による宣言を行うことにより、自国の管轄内におけるたばこの自動販売機の導入の禁止又は適当な場合にはたばこの自動販売機の全面的な禁止を約束することを明らかにすることができる。

15 経済的に実行可能な代替の活動に対する支援の提供（第17条）

締約国は、相互に並びに権限のある国際的及び地域的な政府間機関と協力して、適当な場合には、たばこの労働者及び耕作者並びに場合に応じ個々の販売業者のために経済的に実行可能な代替の活動を促進する。

16 環境及び人の健康の保護（第18条）

締約国は、この条約に基づく自国の義務を履行するに当たり、自国の領域内におけるたばこの栽培及びたばこの製造との関係において環境の保護及び環境に関連する人の健康の保護に対し妥当な考慮を払うことに同意する。

17 責任（第19条）

- (1) 締約国は、たばこの規制のため、必要な場合には、刑事上及び民事上の責任（適当な場合には、賠償を含む。）に対応するための立法上の措置をとること又は自国の既存の法律の適用を促進することを検討する。
- (2) 締約国は、適当な場合及び相互に合意した場合には、自国の法令、政策及び法律上の慣行並びに適用のある既存の条約による取決めの範囲内で、この条約に適合す

る民事上及び刑事上の責任に関する訴訟手続について相互に援助を与える。

18 研究、監視及び情報の交換（第20条）

- (1) 締約国は、たばこの規制の分野において、国の研究を発展させ及び促進すること並びに地域的及び国際的に研究プログラムを調整することを約束する。
- (2) 締約国は、適当な場合には、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることの規模、形態、決定要因及び影響に関する国、地域及び世界的規模の監視のためのプログラムを作成する。
- (3) 締約国は、国内法に従い、この条約に関連する科学的、技術的、社会経済的、商業的及び法的な情報並びにたばこ産業及びたばこの栽培の業務に関する情報であって公に入手可能なものの交換を促進し及び容易にする。

19 報告及び情報の交換（第21条）

締約国は、事務局を通じ、この条約の実施について定期的な報告を締約国会議に提出する。すべての締約国による報告の頻度及び形式は、締約国会議が決定する。

締約国は、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に、最初の報告を行う。

20 科学的、技術的及び法的な分野における協力並びに関連する専門知識の提供（第22条）

締約国は、直接に又は権限のある国際団体を通じ、開発途上締約国及び移行経済締約国のニーズを考慮し、この条約から生ずる義務を履行する能力を強化するために協力する。

21 締約国会議（第23条）

この条約により、締約国会議を設置する。締約国会議は、この条約の実施状況を定期的に検討し及びこの条約の効果的な実施の促進のための必要な決定を行い、並びにこの条約の議定書、附属書及び改正を採択することができる。このため、締約国会議は、締約国が提出した報告の検討、この条約の実施状況に関する定期的な報告の採択、この条約の目的の達成のために必要な補助機関の設置、適当な場合には、権限があり、かつ、関連する国際連合の諸機関、他の国際的及び地域的な政府間機関並びに非政府団体による役務、協力及び情報の提供を要請すること等を行う。

22 事務局（第24条）

締約国会議は、常設の事務局を指定し、及びその任務の遂行のための措置をとる。この条約に基づく事務局の任務は、常設の事務局が指定され及び設置されるまでは、世界保健機関が遂行する。事務局は、締約国会議及び補助機関の会合の準備及びこれらの会合への役務の提供、締約国会議の指導に基づく権限のある国際的及び地域的な政府間機関並びに他の団体との必要な調整の確保その他締約国会議が決定する任務を遂行する。

23 資金（第26条）

- (1) 締約国は、自国の計画、優先度及びプログラムに従い、この条約の目的を達成するための国内の活動に関して資金上の支援を提供する。
- (2) 締約国は、適当な場合には、開発途上締約国及び移行経済締約国が多く部門における包括的なたばこの規制のためのプログラムを作成し及び強化するため、二国間、地域、小地域及び他の多数国間の資金の提供のための経路の利用を促進する。

(3) 締約国会議は、第一回会合において、事務局が行った研究及び他の関連する情報に基づき既存の及び潜在的な援助の提供元及び制度を検討し、並びにその妥当性について検討する。締約国会議は、必要な場合には、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約の目的を達成することを援助するためにこれらの締約国に対して追加的な資金を提供することを目的として、既存の制度を強化し又は任意の世界的な基金若しくは他の適当な資金供与の制度を設立する必要性を決定するに当たり、それらの検討の結果を考慮する。

24 紛争の解決 (第27条)

この条約の解釈又は適用に関して締約国間で紛争が生じた場合には、紛争当事国は、外交上の経路を通じ、交渉又は当該紛争当事国が選択するその他の平和的手段（あっせん、仲介又は調停を含む。）による紛争の解決に努める。国又は地域的な経済統合のための機関は、これらの手段によって解決することができなかった紛争について、締約国会議がコンセンサス方式によって採択する手続による特別の仲裁裁判を義務的なものとして受け入れる旨を寄託者に対し書面によって宣言することができる。

25 条約の改正 (第28条)

締約国会議における条約の改正の手続きについて定める。

26 附属書の採択及び改正 (第29条)

締約国会議における条約の附属書の採択及びその改正の手続きについて定める。

27 留保 (第30条)

この条約には、いかなる留保も付することができない。

28 議定書 (第33条)

締約国会議における条約の議定書の採択の手続きについて定める。この条約の締約国のみが議定書の締約国となることができる。

29 批准、受諾、承認、正式確認又は加入 (第35条)

国は、この条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入するものとし、地域的な経済統合のための機関は、この条約を正式に確認し又はこれに加入する。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

採択 平成15年5月21日ジュネーブにおいて採択

健発0225第2号
平成22年2月25日

各
都道府県知事
保健所設置市
特別区長
殿

厚生労働省健康局長

受動喫煙防止対策について

健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第25条に規定された受動喫煙の防止については、「受動喫煙防止対策について」（平成15年4月30日付け健発第0430003号厚生労働省健康局長通知。以下「旧通知」という。）において、その必要な措置の具体的な内容及び留意点を示しているところである。

その後、平成17年2月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、平成19年6月から7月にかけて開催された第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択されるなど、受動喫煙を取り巻く環境は変化してきている。

このような状況を受け、平成21年3月に「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」（別添）が取りまとめられたことを踏まえ、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性等について下記のとおりとするので、御了知の上、関係方面への周知及び円滑な運用に御配慮をお願いしたい。

また、職場における受動喫煙防止対策は、厚生労働省労働基準局安全衛生部において、「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」において、今後の方向性についての議論をしているところであり、併せてご了知いただきたい。

なお、旧通知は、本日をもって廃止する。

1 法第25条の規定の制定の趣旨

法第25条の規定において「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」こととした。また、本条において受動喫煙とは「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義した。

受動喫煙による健康への悪影響については、科学的に明らかとなっている。^{註)}

本条は、受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止する措置をとる努力義務を課すこととし、これにより、国民の健康増進の観点からの受動喫煙防止の取組を積極的に推進することとしたものである。

注) 受動喫煙による健康への悪影響については、流涙、鼻閉、頭痛等の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等生理学的反応等に関する知見が示されるとともに、慢性影響として、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇を示す疫学調査があり、IARC(国際がん研究機関)は、証拠の強さによる発がん性分類において、たばこをグループ1と分類している。

また、受動喫煙により非喫煙妊婦であっても低出生体重児の出産の発生率が上昇するという研究報告がある。

また、国際機関や米英をはじめとする諸外国における公的な総括報告においては、受動喫煙の煙中には、ニコチンや一酸化炭素など様々な有害化学物質が含まれており、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など呼吸器疾患の原因となり、特に親の喫煙によって、子どもの咳・たんなどの呼吸器症状や呼吸機能の発達に悪影響が及ぶなど、様々な報告がなされている。

2 法第25条の規定の対象となる施設

法第25条の規定においてその対象となる施設として、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店が明示されているが、本条における「その他の施設」は、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、本条の趣旨にかんがみ、鉄軌道車両、バス、タクシー、航空機及び旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。

3 今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性

今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。一方で、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする。

また、特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。

4 受動喫煙防止措置の具体的方法

(1) 施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙は、受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているため、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し周知を図るとともに、来客者等にも理解と協力を求める等の対応をとる必要がある。

また、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。

(2) 全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙が極めて困難である場合には、施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。

全面禁煙が極めて困難である場合においても、「分煙効果判定基準策定検討会報告書」（平成14年6月）等を参考に、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要がある。喫煙可能区域を設定した場合には、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、周知を図り、理解と協力を求めるとともに、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる必要がある。例えば、当該区域が喫煙可能区域であり、たばこの煙への曝露があり得ることを注意喚起するポスター等を掲示する等の措置が考えられる。

5 職場における受動喫煙防止対策との連携と調和

(1) 労働者のための受動喫煙防止措置は、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（平成15年5月9日付け基発第0509001号厚生労働省労働基準局長通達）に即した対策が講じられることが望ましい。

(2) 都道府県労働局においても、職場における受動喫煙防止対策を推進していることから、法第25条に基づく施策の実施に当たっては、管内労働局との連携を図る。

(3) 法第25条の対象となる施設の管理者は多岐にわたるが、これらの管理者を集めて受動喫煙の健康への悪影響や各地の好事例の紹介等を内容とした講習会を開催するなど、本条の趣旨等の周知徹底を図る。この際、職場における受動喫煙対策推進のための教育については、「職場における喫煙対策推進のための教育の実施について」（平成16年5月13日付け基発第0513001号厚生労働省労働基準局長通達）により都道府県労働局が推進していることに留意する。

6 その他

- (1) 平成15年度より、株式会社日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）の生活衛生資金貸付の対象として、受動喫煙防止施設が追加されていることから、飲食店、旅館等の生活衛生関係業者に対して、これを周知する。また、都道府県や市町村において、禁煙支援の保健指導、分煙方法の情報提供等を実施している場合、事業者や個人の参加をより一層促すよう努力する。
- (2) 受動喫煙防止対策を実効性をもって継続的に推進するためには、社会全体として受動喫煙防止対策に取り組むという気運を醸成することが重要である。このためにも、本通知を幅広く周知し、理解と協力を求めるとともに、健康日本21の枠組み等のもと、たばこの健康への悪影響や、禁煙を促す方法等について、さまざまな機会をとらえて普及啓発を行うなどの受動喫煙防止対策を進めていく必要がある。
- (3) エビデンスに基づいた情報の発信及び普及啓発
 - ア 受動喫煙による健康影響に関する客観的な研究成果を活用し、受動喫煙の実態や健康への悪影響、諸外国の取組状況等について情報提供を進める。
 - イ 受動喫煙防止対策の推進に当たり、ニコチン代替製剤や内服薬等の禁煙補助薬による禁煙方法等の禁煙を促す情報等を提供する。
 - ウ たばこの健康への悪影響について普及啓発し、禁煙を促す方法等について、健康教育の一環として、地域、職域、家庭等において、関係者の対話と連携のもとで一層推進する。

特に健康被害を受けやすい乳幼児の家庭内受動喫煙防止のために、妊婦健診や両親教室など様々な機会を捉えて、禁煙とその継続を図るよう啓発する。

たばこ対策に関する相談窓口

たばこ対策（未成年者の喫煙防止、受動喫煙防止対策等）に関するご相談などは、
最寄りの下記、お問い合わせ先へ

お問い合わせ先	住 所	電 話
岩国健康福祉センター	〒740-0016 岩国市三笠町 1-1-1	☎0827-29-1523
柳井健康福祉センター	〒742-0032 柳井市古開作中東条 658-1	☎0820-22-3631
周南健康福祉センター	〒745-0004 周南市毛利町 2-38	☎0834-33-6425
山口健康福祉センター	〒753-8588 山口市吉敷下東 3-1-1	☎083-934-2531
山口健康福祉センター防府支所	〒747-0801 防府市駅南町 13-40	☎0835-22-3740
宇部健康福祉センター	〒755-0031 宇部市常盤町 2-3-28	☎0836-31-3200
長門健康福祉センター	〒759-4101 長門市東深川 1344-1	☎0837-22-2811
萩健康福祉センター	〒758-0041 萩市江向 531-1	☎0838-25-2669
下関市保健部健康推進課	〒750-0006 下関市南部町 1-1	☎083-231-1366
山口県健康福祉部健康増進課	〒753-8501 山口市滝町 1-1	☎083-933-2950

「山口県たばこ対策ガイドライン」（山口県）より

受動喫煙防止対策について 山口県議会における取組みの記録

発行日 平成31年3月31日

発行 小 泉 利 治
山口県宇部市中尾1丁目7-8

印刷 (有) 三 共 印 刷